

令和3年 網走市議会
文教民生委員会 会議録
令和3年3月5日（金曜日）

○日時 令和3年3月5日 午前10時00分開会

○場所 議場

○議件

1. 議案第13号 令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分
2. 議案第14号 令和2年度網走市国民健康保険特別会計補正予算
3. 議案第17号 令和2年度網走市介護保険特別会計補正予算
4. 議案第18号 令和2年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算
5. 議案第22号 網走市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
6. 議案第23号 網走市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について
7. 議案第24号 網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
8. 請願第20号 学校給食の今後に対して民意を取り入れる請願（R2.12.11継続審査）
9. 請願第23号 学校給食を民間委託しないよう求める請願
10. 請願第24号 学校給食を一部集約化に対して再検討を求める請願
11. 請願第25号 未来を担う子供たちの心身の健全やかな成長を考慮した学校給食運営を求める請願

○出席委員（6名）

委員長 永本浩子
副委員長 近藤憲治
委員 金兵智則
平賀貴幸
古田純也
村椿敏章

○欠席委員（1名）

工藤英治

○議長 井戸達也

○委員外議員（0名）

○傍聴議員（6名）

小田部 照
川原田 英世
栗田 政男
澤谷 淳子
松浦 敏司
山田 庫司郎

○説明者

副市長 川田昌弘
市民環境部長 酒井博明
健康福祉部長 桶屋盛樹
(新型コロナウイルス対策
接種推進室長)
戸籍保険課長 清杉利明
健康推進課長 永森浩子
社会福祉課長 結城慎二
介護福祉課長 高橋善彦
子育て支援課長 高畑公朋
子育て支援課参事 小沼麻紀
新型コロナウイルス対策
接種推進室参事 江口優一
新型コロナウイルス対策
接種推進室参事 高橋剛
新型コロナウイルス対策
接種推進室参事 湯浅崇
健康福祉部参事 細川英司

教育長 三島正昭
学校教育部長 林幸一
社会教育部長 吉村学
学校教育部次長 小路谷勝巳
社会教育部次長 岩本博隆
学校教育課長 小松広典
社会教育課長 岩尾弘敏
スポーツ課長 阿部昌和

○事務局職員

事務局 長	武田 浩 一
次 長	伊 倉 直 樹
総務議事係長	神 谷 浩 一
総務議事係主査	寺 尾 昌 樹

午前10時00分開会

○永本浩子委員長 おはようございます。

ただいまから文教民生委員会を開会いたします。

初めに、工藤英治委員より欠席の届出がありましたのでお知らせいたします。

本日の委員会ですが、付託されました議案7件と、請願を審査いたします。

進行ですが、初めに市民環境部、健康福祉部の審査を行います。

その後、理事者の入替えを行い教育委員会関係の議案を審査し、再度理事者の入替えを行って請願の審査を行います。

また、お手元に配付しております網走市新型コロナウイルスワクチン接種についての資料ですが、先日の特別委員会において確認されましたとおり、新型コロナウイルスワクチン接種の現在の進捗状況に関して、補正予算の際に説明されますので御承知おきください。

それでは最初に、議案第13号令和2年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分のうち、居宅介護等給付事業ほか5事業について、併せて説明を求めます。

○結城慎二社会福祉課長

それでは、議案資料2の72ページを御覧願います。

令和2年度一般会計障がい者福祉費、居宅介護等給付事業ほか5事業の補正予算につきまして御説明いたします。

1の補正の理由及び内容でございますが、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの利用者及び利用日数などが当初見込みを下回ったため、居宅介護等給付費、施設入所支援給付費、身体障がい者厚生医療給付費、就労継続支援給付費、障がい者移動支援給付費、障がい者日中一時支援給付費を減額補正し、併せて道給付費の財源となる国庫補助金等について補助率の変動等により財源補正するものです。

73ページになります。

2の補正額でございますが、一つ目、居宅介護等

給付事業であります。利用者数及び利用時間が当初見込みよりも減少したため、給付費130万円を減額するものです。

財源内訳については、給付費減額に伴い国庫負担金73万円、道負担金36万5,000円、一般財源29万5,000円の減額、また利用者の障害程度などにより算出される国庫負担基準額が見込みを下回ったため、この国庫負担基準と実際の給付費との差額に対して算出される北海道補助金が9万円の増額となります。

次に、②施設入所支援給付事業であります。利用人員及び利用日数が当初見込みよりも減少したため、給付費440万円を減額するものです。

財源内訳については、国庫負担金219万9,000円、道負担金109万9,000円、一般財源110万2,000円の減額となります。

次に、③身体障がい者厚生医療給付事業であります。本事業により対象医療費全額を扶助する生活保護受給の利用者数が見込みを下回ったため、給付費369万円を減額し、併せて給付の際に発生する審査支払い手数料を1万円減額するものです。

財源内訳については国庫負担金184万5,000円、道負担金92万3,000円、一般財源93万2,000円の減額となります。

次に74ページ、④就労継続支援給付事業であります。利用者数及び利用日数が当初見込みよりも減少したため、給付費1,100万円を減額するものです。

財源内訳については国庫負担金550万円、道負担金275万円、一般財源275万円の減額となります。

次に、⑤障がい者移動支援事業であります。利用時間数が当初見込みよりも減少したため、給付費180万円を減額するものです。

財源内訳については、給付費は減額となります。国庫補助金及び道補助金ともに、補助率が当初見込みを上回り、国庫補助金が239万8,000円、道補助金が7万6,000円の増額となるため、一般財源は427万4,000円の減額となります。

次に、⑥障がい者日中一時支援事業であります。利用日数が当初見込みよりも減少したため、給付費100万円を減額するものです。

財源内訳については補助率が当初見込みを上回り、国庫補助金が48万2,000円の増額となるため、道補助金は7万5,000円、一般財源は140万7,000円の減額となります。

歳入予算における補正前の額、補正額、補正後の額については、(2)歳入予算に記載のとおりとなります。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○村椿敏章委員 この理由がね、利用人数それから日数が下回ったというところなのですけども、具体的に人数、それから日数についてお示しいただきたいと思うのですが。

○結城慎二社会福祉課長 それぞれの理由は異なりますけれども、居宅介護等給付事業については、予算編成時点で人数の積み上げを行っておりませんが、対前年比でいきますと3名の減少、時間でいきますと約1,000時間の減少となっております。

施設入所支援につきましては、こちらは対予算比になります。5名の減少、日数で2,346日の減少ということになります。

身体障がい者更生医療給付事業でございますが、こちらは理由としては生活保護受給の利用者の当初見込みよりも減少ということですが、見込んでいたのが6名で見込んでおりました。

実人数は6名いるのですが、そのうちの1名は短期間で終わる治療をしているということでございますので実質5名ということで、1名の減少ということになります。

続きまして就労継続支援でございますが、こちらについては利用者のトータルで就労A型、B型合わせて、2名の減少ということになります。

ただし日数的にはトータルで、こちら見込みになります。約5,000日の減少ということでございます。

次に移動支援でございますが、移動支援につきましては、利用人数は前年よりも増えているのですが、利用時間がこちらも見込みということになりますが、おおよそ1,900時間に減っているというようなこととなります。

最後に日中一時支援でございますが、こちらについては、こちらにも利用日数ということになりますが、利用日数でいきますと約600日の減少ということになっております。

以上でございます。

○村椿敏章委員 私が六つの事業の中で、補正の額が下がるのが多いなと思ったのが、4番目の就労継続支援のところだったのですが、ここは5,000日分

減ったということなのですけども、これは当然コロナの影響なのかなと思うのですが、5,000日に減った理由というのは何なのでしょう。

○結城慎二社会福祉課長 こちらについては、委員御指摘のとおりコロナの影響も若干あるのですが、実は市内に指定取消しの行政処分を受けた事業所がございまして、その事業所が行政処分の取消しを求めて訴訟を提起しておりました。

その訴訟の期間中、実は行政処分が執行停止になっておりまして、令和元年度、平成31年度においては、その事業所に対する給付費は発生しておりました。

予算編成の段階でも、まだその裁判の判決の見通しが立っていなかったために、令和2年度の予算の中には、その事業所の人数の分も含めて予算を積算していたのですが、今年、ごめんなさい、令和2年の1月に裁判の判決が出まして、取消しが認められないということになって、それに伴って執行停止の処分も3月で切れてしまって、それ以降給付費が発生しないという状況になったのですよね。

その16名分が大きく減った理由ということになります。

○村椿敏章委員 16名分が減ったということは、わかりました。

それ以外にコロナよっての影響の部分というのはないのですか。

○結城慎二社会福祉課長 就労継続支援でいきますと、市内の一つの事業所が春の段階で事業所の通所を一部制限しておりましたので、その部分の影響というのはあるかと思えます。ただ、日数的に何日分あるかというのは大変申し訳ありません、精査はできておりません。

○永本浩子委員長 ほかにございませんか。

○平賀貴幸委員 伺わせていただきます。

先ほど、特殊要因としてのものがあつたので、それを除く部分をちょっと伺いたいのですけれども、これまでの説明だとそれほど大きな影響を受けてないということ、多分1事業所ずつ見ていったらそんな感じなのですけども、併せて見るとやっぱりこれだけの影響があつたというふうに理解していいかどうか、まず確認をさせていただきたいと思えます。

○結城慎二社会福祉課長 委員御指摘のとおりでございます。

それぞれ単体、個別の事業所で見ると大きな影響

はないのですけれども、総じてこちらにあるサービスだけではなくて、特に通所系のサービスにおいて、総じて利用日数あるいは利用時間が減っているという傾向にあることは事実でございます。

○平賀貴幸委員 いろいろと私も調査をしていくと、中にはこれは手洗いの効果なのだなと思っているのですけれども、いつもだとインフルエンザで大量に休む方がいたり、風邪で休む方がいて、当然支援費から障害者自立支援法になって措置から変わって、日払いになっていますから休むと報酬減額になっちゃいますよね。

逆にそういう方がいなかったの、むしろ収入が増えた事業所もあるみたいなののですけれども、その辺はどのように分析されていますか。

○結城慎二社会福祉課長 冬場のインフルエンザについては、特に調査をしておりますけれども、事業者との話の中では、今年は少ないという話を事実聞いております。

○平賀貴幸委員 決算期に当たるのでその数は多くありませんが、実際にちょっと法人の財務状況を伺うと、コロナのすごい騒ぎが大きかった2月、3月、4月、5月あたりはやっぱり大きく減収になっているのだけれども、結果的にトータルで見ると、今年はいつも以上に黒字になったという法人さんもあったりしたものですから、その辺の知見をですね、うまく共有をして手洗いだとかそういうのをきちんとやると、事業所の運営も実は順調にいけるのだということを恐らく知見の共有をしたほうが、今後ですね、障がいのある方が体調を崩して休むとかという形で、当事者の方も精神的なバランスを崩すことが多分少なくなりますし、現場サイドも運営が安定するのですごくいいことだと思っているものですから、ぜひそういった知見を集めて調査した上で、共有していただきたいのですけれども、いかがですか。

○結城慎二社会福祉課長 それぞれ事業所で、今コロナ含めてですね、様々な対策についてお願いをしております。

その効果は、今申し上げたようなことがあるのも事実でございますから、事業所と必要な情報交換しながらですね、情報を共有して、今おっしゃったような形でいい例は全体に広げるような形で進めたいと思います。

○永本浩子委員長 よろしいですか。

それではほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それでは質疑がないようですので、お諮りいたします。

議案第13号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、居宅介護等給付事業ほか5事業については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それではそのように決定されました。

○永本浩子委員長 次に移ります。

議案第13号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、介護保険特別会計繰出金についてと議案第17号令和2年度網走市介護保険特別会計補正予算について、関連がありますので併せて説明を求めます。

○高橋善彦介護福祉課長 それでは、議案資料2の76ページを御覧願います。

令和2年度一般会計高齢者福祉費補正予算、介護保険特別会計繰出金につきまして御説明をいたします。

1の補正の理由及び内容でございますが、令和2年度における介護保険特別会計の介護給付費の支給実績が当初予算計上時の見込みを下回っており、今後の支給に当たり、現行予算に余剰が生じることが見込まれ、介護保険特別会計への繰出金が減額となることから経費を減額補正するものでございます。

金額につきましては、1,162万8,000円となります。

歳出予算における補正前の額、補正額、財源内訳、補正後の額につきましては、2の補正額に記載のとおりとなっております。

続きまして、議案資料2の93ページを御覧願います。

令和2年度介護保険特別会計補正予算、居宅介護サービス給付費、地域密着型サービス給付費、施設介護サービス給付費につきまして、御説明をいたします。

1の補正の理由及び内容であります。令和2年度における介護給付費の減少に伴い、経費を減額補正するものでございます。

減額の内容につきましては、居宅介護サービス給付費が1,000万円、地域密着型サービス給付費が3,300万円、施設介護サービス給付費が6,000万円となり、合計で1億300万円を減額補正するものでござ

ございます。

歳出歳入予算における給付費ごとの補正前の額、補正額、財源内訳、補正後の額につきましては、2の補正額（1）歳出予算の①居宅介護サービス給付費から、94ページの③施設介護給付費に記載のとおりでございます。

また、歳入予算における科目ごとの補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、95ページの（2）歳入予算に記載のとおりでございます。

続きまして、議案資料2の96ページを御覧願います。

令和2年度介護保険特別会計補正予算、高額介護サービス費につきまして御説明いたします。

1の補正の理由及び内容でございますが、高額介護サービス費の支給対象者が見込みより増加したため、次の経費を追加補正するものでございます。

高額介護サービスにつきましては、1カ月に支払った介護保険サービスに係る自己負担額が一定額を超えたときに、費用の一部が払い戻されるものでございます。

金額につきましては、300万円となっております。

歳出歳入予算における補正前の額、補正額、財源内訳、補正後の額につきましては、2の補正額、歳出予算、歳入予算に記載のとおりでございます。

続きまして、議案資料2の97ページをご覧願います。

令和2年度介護保険特別会計補正予算、償還金につきまして御説明をいたします。

1の補正の理由及び内容であります。平成29年度及び平成30年度の地域支援事業交付金の確定に伴い、償還金が生じたため、次の経費を追加補正するものでございます。

内容であります。平成28年度まで一般会計の事業として実施しておりました、高齢者等除雪サービス事業の町内会実施分につきましては、平成29年度の介護予防日常生活支援総合事業開始時に、住民が自主的に実施する活動支援という観点から、総合事業の地域介護予防活動支援事業に該当するものとして、介護保険特別会計に移行し地域支援事業交付金対象経費としていたものでございます。

昨年実施されました、北海道による保険者指導により地域支援事業の対象とすることができない旨の指摘を受けまして、平成29年度及び平成30年度における交付金の再確定手続を行い、過大交付を受けま

した国費、道費支払基金について返還するものでございます。

返還額につきましては、2年分で国費31万9,822円、道費17万2,389円、支払基金37万9,188円の合計87万1,399円となり、87万2,000円を補正するものでございます。

歳出歳入予算における補正前の額、補正額、財源内訳、補正後の額につきましては、2の補正額、歳出予算、歳入予算に記載のとおりとなっております。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○村椿敏章委員 説明資料の93ページ、94ページの介護サービス給付費①から③の給付費について一番多いのが施設介護サービス給付費、それが予算に比べて6,000万円落ちるとというのが7%を超えるようなものなのですが、大きいかなと思ったのですが、その理由というのですかね。あとその具体的に利用人数が減っているのか、日数が減っているのか、その辺について具体的にお示しいただけたらと思います。

○高橋善彦介護福祉課長 ただいまの施設介護サービス給付費の減の理由ですけれども、こちらにつきましては介護医療院の開設をですね、当初予算見込みでは12カ月ということで見込んでいたところですが、年度の途中に開設があったものですから、この部分が一番大きな要因となっております。

また、その利用人数につきましては、給付費ごとで管理しているものですから、大変申し訳ないのですけれども、人数については把握をしておりません。

○村椿敏章委員 わかりました。

○永本浩子委員長 それではほかに質疑ございませんか。

○平賀貴幸委員 伺わせていただきます。

最初にですね、施設のほうの減額が大きいのですけれども、入所施設は日払いではないので、減額になる理由がちょっとはつきりわからないのですけれども、例えば短期入所が大幅に減額したのようになっていくという数字なのか、その辺をちょっと施設介護について、よくわからないのでまず教えていただきたいと思います。

○高橋善彦介護福祉課長 施設介護サービス給付費のことかと思われませんが、先ほど答弁しましたとお

り、介護医療院につきまして12カ月分で当初予算を見込んでいたところですが、8カ月分の実際の見込みということで、4カ月分の執行残という考え方でございます。

金額的にいきますと、この部分で約9,000万円程度と見込んでおります。

○平賀貴幸委員 わかりました。

聞き逃していたようで、9,000万円前後ということで。

そうすると、先ほど言ったような短期入所がなかなかその利用が難しかったので、大きく減ったようなことは、施設介護サービスの中には、特になかったというふうに考えてよかったですか。

○高橋善彦介護福祉課長 短期入所に関しましては、居宅介護サービス給付費のほうに入るものから、施設介護サービス給付費につきましては、介護老人福祉施設ですとか、介護老人保健施設の給付費というような形になっております。実際、介護老人福祉施設につきましては、当初予算見込みよりですね、増というような形を今見込んでいる状況でございます。

○平賀貴幸委員 理解いたしました。

ありがとうございます。

それからもう1点ですが、先ほど返還金が生じる部分があって、他会計繰入金に87万2,000円が入るといって話がありました。

これは流れとしては、返還金を他会計ですから一般会計に繰り入れて、一般会計から返すっていう感じでよろしいのでしょうか。

○高橋善彦介護福祉課長 一般会計から繰入れを行って、介護保険特別会計で支出するという流れになっております。

○平賀貴幸委員 既に実施してしまっている事業です。その一般会計に繰り入れた分が純粋な持ち出しに、これはやむを得ず2年間はなってしまったと。

今後もこの部分については、介護保険特別会計ではなくて、一般会計から支出しながら事業は継続していくことにならざるを得ないということになったというふうに理解してよかったですか。

○高橋善彦介護福祉課長 委員がおっしゃるとおりでして、令和3年度予算につきましては、一般会計へ移行し実施するという、今、予算編成をしております。それ以前の平成31年度、令和2年につきましては、この部分につきましては対象外経費として、

全て一般会計からの繰り出して行うというような形でとっております。

○平賀貴幸委員 理解させていただきます。

なかなかその線引きがわかりづらいと思うのですが、逆にこのことで線引きがはっきりしたのかなと思うのですが、どんな線引きに結局なれば対象になって、どんな線引きになれば対象にならないというふうに考えたらいいでしょう。

○高橋善彦介護福祉課長 こちらにつきましては、地域支援事業の実施要綱において定められている部分ではあったのですが、平成17年度に軽度生活援助事業として国費が使われたものが一般財源化しており、一般財源化されたものにつきましては、この地域支援事業の対象とならないとされたものですから、今回こういったようなことになったものでございます。

○平賀貴幸委員 よくわかりました。

なるほど、その流れで一般財源化されたものは、今後もこれに限らず介護保険特別会計の対象にならずに、一般会計のほうでやらなきゃいけないということなのですね。

わかりました、よくわかりました。

○永本浩子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第13号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、介護保険特別会計繰入金についてと、議案第17号令和2年度網走市介護保険特別会計補正予算については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定されました。

○永本浩子委員長 次に移ります。

議案第17号令和2年度網走市介護保険特別会計補正予算のうち、債務負担行為の補正について説明を求めます。

○高橋善彦介護福祉課長 それでは議案資料1の11ページ、資料4号をご覧ください。

令和2年度介護保険特別会計債務負担行為の補正、事務機器リース契約ほか1件につきまして、御説明をいたします。

債務負担行為の補正、下段の介護保険特別会計に記載がございますが、令和3年度における介護保険

業務を円滑に進めるため、今年度中に契約事務を取り進める必要があるため、事務機器リース契約といたしまして37万円、要介護認定訪問調査委託契約といたしまして781万円を債務負担行為の限度額として補正するものでございます。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。
質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではなきようですのでお諮りいたします。

議案第17号令和2年度網走市介護保険特別会計補正予算のうち、債務負担行為の補正については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定されました。

○永本浩子委員長 次に移ります。

議案第13号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、後期高齢者医療療養給付費負担金の説明を求めます。

○清杉利明戸籍保険課長 続きまして、議案資料2の77ページ、資料4号をご覧ください。

令和2年度一般会計高齢者福祉費補正予算、後期高齢者医療療養給付費負担金につきまして御説明いたします。

補正の理由及び内容でございますが、後期高齢者の医療制度につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合で運営しており、各市町村は広域連合に対しまして療養給付費負担金を納めております。

このたび、後期高齢者医療に係る令和元年度分の療養給付費の確定及び令和2年度分の療養給付費負担金の決定に伴いまして、負担金6,812万6,000円を減額補正するものでございます。

その内訳としましては、平成31年度分で約3,780万円、令和2年度分で約3,030万円の減となっております。

次に、補正額の歳出予算でございますが、後期高齢者医療療養給付費負担金の補正額は、6,812万6,000円の減額で、補正額の財源内訳は全額一般財源となっております。

また、補正前の額、補正後の額は表に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○村椿敏章委員 この予算の補正についても当初、4億円見ていたところから6,800万円に落ちているというの、率でいくと16%ほども落ちているのですが、この落ちた主な要因とかそういうのはわかるものでしょうか。

○清杉利明戸籍保険課長 まず一つは、新型コロナの影響による受診控えというのが一つにはあるかと思えます。

また、もう一つにつきましては、広域連合におきまして、毎年度の概算負担額として、各市町村の納付金額を算出しておりますが、予算編成の段階においては安全度といいますか、毎年高齢者医療の医療費は上がってきておりますので、増加率を掛けまして積算をしておりますが、増加率のほうが実際よりも上回っていたということでの減額というのが、もう一つございます。

○村椿敏章委員 予算案ですね、何回か補正されていると思うのですが、当初の予算では6億3,100万円ですか。

ここから1回目で4億5,500万円、それから2回目で4億1,400万円ですかね、今回の部分で。

そしてもう1回だから、3回目の補正予算になると思うのですが、これは毎年のようにね、何回も補正で組んでいると思いますが、先ほど言ったその安全度を見てね、当初は多く見ていましたよということなのでしょうけれども、今回で言えば4回されているということと、それから先ほどの受診抑制というふうに考えていけばよろしいのでしょうか。

○清杉利明戸籍保険課長 まず段階的にですね、当初で負担金額を決めまして、その後、途中で実績見合いに応じて、変更がかかってくる。

また、前年度の実績が確定した段階でその精算分として、今回、平成31年度分ですが、そちらのほうの精算として、今回は減額があったということで、年度内に2回ぐらいいは増減があれば、補正というのが出てくるかと思えます。

○村椿敏章委員 わかりました。

○永本浩子委員長 それではほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第13号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、後期高齢者医療療養給付費負担

金については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定されました。

次に移ります。

議案第13号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、未熟児養育医療給付事業の説明を求めます。

○小沼麻紀子育て支援課参事 議案資料2、78ページをご覧ください。

令和2年度一般会計児童福祉費、未熟児養育医療給付事業の補正予算につきまして御説明いたします。

1の補正の理由及び内容であります。出生時の体重が2,000グラム以下などの新生児を対象とした未熟児養育医療給付につきまして、当初見込みを上回る申請を受けている状況であり、今後、国保連及び社会保険支払基金への医療費等の支払いが見込まれるため、給付に係る経費を追加するものです。

2の補正であります。 (1) 歳出予算の記載のとおり補正前の額272万4,000円に、今後の支払いで不足が見込まれる扶助費220万円を追加するものであり、財源内訳といたしましては、国庫負担金が109万2,000円、道負担金が54万6,000円、利用者徴収金となる雑入が7万5,000円、残りの48万7,000円は一般財源となります。

歳入予算における歳出前の額、補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、(2) 歳入予算に記載のとおりとなります。

以上で説明を終わります。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○金兵智則委員 この未熟児の給付事業について、補正って見たことがないというふうに思ったのですが、今年度、このような補正が出た理由みたいなものってあるのでしょうか。

○小沼麻紀子育て支援課参事 こちらの事業ですね、出生にかかるものですから、年度によってかなり波があります。

当初の予算としては、9名で予算を見込んでおりましたが、今回申請としては8世帯12名、うち双子が4組ということで、双子はやはりリスクが多いものですから申請する場面が多くなりまして、今回多くなったということになっております。

○金兵智則委員 双子が多かったというのと、たま

たま今年度その人数が多かったということなのだろうというふうに思います。

わかりました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第13号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、未熟児養育医療給付事業については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定されました。

次に移ります。

議案第13号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、施設型給付費負担金返還金の説明を求めます。

○高畑公朋子育て支援課長 議案資料2の79ページをご覧ください。

令和2年度一般会計保育所費、補正予算施設型給付費負担金返還金について御説明いたします。

補正の理由及び内容でございますが、平成27年度から平成29年度の僻地保育所に係る施設型給付費の算定に誤りがあり、国への返還金が生じたため追加補正するもので、金額は2,349万8,000円となります。

内容でございますが、当市の僻地保育所につきましては、通常の教育、保育の確保が著しく困難な地域に適用される特例保育による給付対象となりますが、国庫負担金の算定に当たりまして、平成27年度の新制度開始以降、誤った認定区分で補助申請を行っていたため、国の施設型給付費負担金を過大に受領していたものです。

過大受領の内容でございますが、当市の特例保育につきましては、幼稚園要件である1号認定に該当するため、本来であれば対象費用の算出に当たりましては、費用額に国から示される調整率を乗じて減額する必要がありますが、費用額の全額を対象とする保育要件の2号、3号認定に該当すると解釈し、補助申請を行ったものです。

幼稚園要件における負担割合につきましては、費用額に調整率を乗じた額から利用者負担額を差し引いた額のうち、2分の1が国庫負担金、4分の1が道負担金、4分の1が市の負担金となりますが、調整率を乗じた減額分につきましては、北海道と市がそれぞれ2分の1ずつを負担するため、最終的には

国に対して2,349万8,000円の返還金、北海道からは、1,174万8,000円の追加交付が生じます。

次に補正額でございますが、歳出予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、

(1)に記載のとおりでございます。財源内訳は雑入1,174万8,000円、一般財源は1,175万円となります。

歳入予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、(2)に記載のとおりでございます。内容につきましては北海道から追加交付される1,174万8,000円となります。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○平賀貴幸委員 確認させてください。

雑入の金額については、保護者からの保育料だというふうを考えてよかったですか。

○高畑公朋子育て支援課長 雑入につきましては、北海道から追加交付される金額となります。

○平賀貴幸委員 それが雑入という扱いにこの場合なるのですか。

雑入じゃなくて、普通に何か費目がつくのが通常だったのですけれども、どうして雑入になるのですか。

○高畑公朋子育て支援課長 これにつきましては、過年度収入というふうになりますので、雑入の中の過年度収入として、歳入で受けることとなります。

○平賀貴幸委員 こういう場合、過年度収入は雑入という費目で受けざるを得ないという行政の仕組みがあるということなのだという事はわかりました。

あとは、特例保育ですけれども、誤った認定区分で行っていたということですが、こういった事例が全国でもあったのか、なかったのかなのですけれども、全国ではどのぐらいこういった同じような同様な事例があるものですか。

○高畑公朋子育て支援課長 全国の状況とか、そういったことにつきましては、まだ現段階で判明しておりませんが、今回の件につきましては、網走市が早い段階でこういったことを指摘されたというふうに認識しております。

○平賀貴幸委員 そうすると、現時点わからないですけれども、網走だけじゃなくて他自治体でもこういうことが、もしかしたらあるのかもしれない事例の一つだというふうに理解してよかったですか。

か。

○高畑公朋子育て支援課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○平賀貴幸委員 こういった間違いが起らないことを前提に、やっぱり行政は運営しなければいけないと思いますけれども、今後いろいろとその辺精査をしながら進めていっていただきたいと思います。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それではお諮りいたします。

議案第13号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、施設型給付費負担金返還金については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それではそのように決定されました。

次に移ります。

議案第13号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、高齢者インフルエンザ予防接種助成事業ほか2事業について併せて説明を求めます。

○細川英司健康福祉部参事 議案資料2、80ページ、81ページをご覧ください。

令和2年度一般会計健康管理費補正予算、高齢者インフルエンザ予防接種助成事業ほか2事業につきまして御説明いたします。

1の補正の理由及び内容であります。令和2年度当初予算に計上しておりました高齢者及び子供を対象としたインフルエンザ予防接種助成につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、ツインデミック予防対策事業で実施したため、次の経費を減額及び財源補正するものです。

①の高齢者インフルエンザ予防接種助成事業につきましては、事業費全額の1,577万円、②のこどもインフルエンザ予防接種助成事業につきましては、事業費全額の1,960万2,000円を減額するものであります。

2の補正額であります。高齢者インフルエンザ予防接種助成事業及びこどもインフルエンザ予防接種助成事業に伴う、歳出予算における補正前の額、補正額、財源内訳、補正後の額につきましては、

(1)歳出予算の①、②に記載のとおりとなります。

③のツインデミック予防対策事業につきましては、高齢者インフルエンザ予防接種助成事業の減額

補正に伴う財源補正となり、内容につきましては、高齢者インフルエンザ予防接種助成事業における財源内訳のうち、インフルエンザ予防接種国保負担分として計上している雑入416万1,000円をツインデミック予防対策事業の財源に充当するため、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金分として計上している国庫補助金416万1,000円を減額するものであります。

歳入予算における科目ごとの補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、(2)の歳入予算に記載のとおりとなります。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですのでお諮りいたします。

議案第13号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、高齢者インフルエンザ予防接種助成事業ほか2事業については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定されました。

次に移ります。

議案第13号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、新型コロナウイルスワクチン接種事業と繰越明許費の補正の説明を求めます。

○江口優一新型コロナウイルスワクチン接種推進室参事 さきにお配りしております、網走市新型コロナウイルスワクチンの接種についてを御覧願います。

議案第13号令和2年度網走市一般会計補正予算中、新型コロナウイルスワクチン接種事業と繰越明許費の補正の説明の前に、網走市新型コロナウイルスワクチン接種の現在の進捗状況につきまして御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種につきましては、ワクチンの供給体制が整い次第、速やかに接種を開始できるよう、関係機関との連携により接種体制の構築を進めております。

令和2年12月18日に1回目が開催された、国の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保自治体説明会で示された内容を踏まえるとともに、2月8日には、新型コロナウイルスワクチン接種推進室を設置し、準備を進めているところであります。

また、2月11日には医師会、保健所、市による新

型新型コロナウイルスワクチン接種協議会が開催されましたが、その中で網走市の考え方を示し、医療従事者の御理解をいただいたところであります。

初めに、令和2年12月末現在における接種対象人数であります。総人口が3万4,630人のうち、接種対象とならない16歳未満を除く3万603人が対象となり、内訳は医療従事者等1,357人、高齢者1万2,221人、一般1万8,025人を見込んでおります。

スケジュールであります。システム改修につきましては既存のワクチン接種台帳の改修と、市独自の受付システムの整備となります。

医療従事者等につきましては、3月中旬に接種を開始、高齢者につきましては4月上旬に接種券を発送し、4月下旬から接種を開始、一般につきましては5月中旬に接種券を発送し、6月上旬から接種を開始する予定で事務的な準備を進めております。国の見解が日々変わる中、ワクチン確保の遅れが見込まれるため、今後のワクチン供給状況によりましては、接種開始が遅れ込むことも想定されますが、市といたしましてはワクチンが届き次第、速やかに接種を開始できるよう準備を進めてまいります。

接種会場や接種日、受付方法につきましては、内容が決まり次第、市ホームページ等で周知するとともに、接種を御案内する接種券発送の際に、詳細を記載したペーパーを同封することでお知らせしてまいります。

次にワクチンであります。市町村ごとの接種対象人数や予約状況等により国から割り当てられますが、現時点では、2月14日に薬事承認を受けたファイザー社製が想定されるため、1回目の接種から3週間程度の間隔を空けて2回目の接種が必要となります。

日本に輸入されたワクチンにつきましては、国内の倉庫で保管され、段階的に各市町村へ配分されますが、マイナス75度に対応するディープフリーザーを設置する市内のワクチン保管施設に搬送され、その後、市内の接種会場や医療機関に冷蔵で移送し接種を行うこととなります。

対象者別の接種見込み及び接種方法についてであります。これまで網走医師会、医療機関、網走保健所と協議を進めてまいりました。

医療従事者等につきましては病院、診療所、歯科医院、薬剤師、海上保安庁、刑務所、自衛隊、北海道保健所、網走市保健師、消防の合計で1,357人が対象となりますが、このうち自院での接種が可能な病

院の従事者を除いた450名に対しましては、市内施設を活用した集団接種を行う予定であります。

接種につきましては、3月中旬に一部開始する予定であります。

高齢者につきましては、1万2,221人が対象となりますが、市内施設を活用した集団接種に加え、かかりつけ医の接種を希望する方や施設入所などで来場できない方も想定されるため、医療機関における個別接種や医師、看護師による巡回接種の実施を検討しております。

接種期間につきましては、4月下旬の開始から2回目の接種完了まで2カ月程度を見込んでおります。

一般につきましては、16歳未満を除いた1万8,025人が対象となりますが、市内施設を活用した集団接種に加え、仕事の都合により休日や夜間に接種を希望する方も想定されるため、会場の休日や夜間における開設も検討しております。

接種期間につきましては、6月上旬の開始から2回目の接種完了まで4カ月程度を見込んでおります。

これらの接種開始につきましても、先ほども説明いたしましたように、ワクチンの供給状況によりましては遅れることも想定されます。

実施方法であります。集団接種につきましては医師1名による予診、看護師2名による薬剤準備やワクチン接種を行う2レーン体制で実施し、アナフィラキシーショックや体調不良時の対応として、救急隊員を配置いたします。

加えて、来場できない市民への対応といたしまして、個別接種や巡回接種など柔軟な接種体制を検討しております。

最後に、集団接種の会場イメージをお示ししておりますが、先ほど説明いたしました医師、看護師、救急隊員のほか多くのスタッフを配置し、安心、安全な体制で取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして議案資料2の82ページ、83ページを御覧願います。

令和2年度一般会計健康管理費、新型コロナウイルスワクチン接種事業の歳入歳出予算の補正と繰越明許費の補正について御説明いたします。

1の補正の理由及び内容でございますが、予防接種法附則第7条の特例規定に基づき、新型コロナウイルスのワクチン接種を行うため、次の経費を追加補正するものです。

また経費の追加に伴い、既に設定している繰越明許費の金額及び内訳を変更するものです。

新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、本年1月29日に開催されました令和3年第1回臨時会におきまして、接種体制を整備する経費に伴う補正予算を計上いたしました。国の令和2年度第三次補正予算の成立に伴い、市町村ごとの接種体制の整備に係る限度額が上乗せされ、また、医療従事者等や高齢者などの優先接種や、一般接種に伴うワクチン接種経費の追加が必要となるため、増額分を今回補正するものです。

2の補正額ですが、(1)の歳出予算につきましては、補正前の額4,608万3,000円に会計年度任用職員人件費、事務消耗品、医師、看護師への接種委託料、事務用機器、接種会場使用料など総額1億3,642万9,000円を増額補正しており、補正後の額は1億8,251万2,000円となっております。

財源内訳は、国庫負担金9,563万4,000円、国庫補助金4,079万5,000円でございます。

続いて83ページの(2)歳入予算の上段、新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金についてですが、本市における新型コロナウイルスワクチン接種者を2万1,000人と見込んでおり、1回の接種経費は税込み2,277円となりますが、1人2回接種で2万1,000円分のワクチン接種経費となるため、国庫負担金の補正額は9,563万4,000円となります。

また、本市のワクチン接種体制事業の限度額が上乗せされ、8,687万8,000円になったため、前回の補正額4,608万3,000円を除いた4,079万5,000円を国庫補助金の補正額とし、国庫負担金との合計で1億3,642万9,000円を歳入予算としております。

3の繰越明許の内訳ですが、今回の補正により事業費1億8,251万2,000円のうち、1億7,726万6,000円を翌年度に繰り越す変更を行うものでございます。説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○村椿敏章委員 まずこの説明資料ですね、かなりワクチン接種の準備が、整い始めてきているのかなと思っはいるのですけれども、上から6行目のところの接種協議会が2月11日に行われましたということなのですが、ここまでこうまとめ上げていく中では、何回か協議されているのかなと思ったのですけれども、これは1回だけなのでしょうか。

○桶屋盛樹新型コロナウイルスワクチン接種推進室長 先ほども御説明してはいますが、自治会説明会が昨年12月18日に開催されて、それ以降です

ね、健康福祉課のほうで医師会の事務局と医師会の会長、副会長はじめ、常に週に1回ぐらいの情報交換、情報共有をしながら進めてきて、最終的に網走の考え方がある程度まとまったところで、医師会主催でこの協議会を開催していただいて、網走市の考え方を示したというふうなことでございます。

○村椿敏章委員 先ほど聞き漏らしたのですよね。すみません。

それでこの内容を、今後市民のほうにお知らせするような予定はあるのでしょうか。

○江口優一新型コロナウイルスワクチン接種推進室参事 現在市のホームページ等で、この網走市のワクチン接種体制について載せております。

また今後、市の広報紙とか、かわら版等で詳細がわかり次第、周知のほうを進めていきたいと考えております。

○村椿敏章委員 ホームページのほうをチェックしてなくて、私も今回初めて見て市民の方がたくさん、どういう状況なのかっていうのが知りたがっていると思いますので、ぜひ早めに広報していただけたらなと思います。

私のほうから以上です。

○永本浩子委員長 ほかに質疑。

○古田純也委員 会計年度任用職員の報酬、これは何名分の報酬に当たるのでしょうか。

○江口優一新型コロナウイルスワクチン接種推進室参事 前回の臨時議会のときに、会計年度任用職員3名分、看護師2名分を見込んでおりましたが、今回の分につきましては会計年度任用職員6名分、前回から3名分追加しております。また看護師につきましては5名分、前回から3名分を追加した部分を今回計上しております。

○古田純也委員 看護師以外の方の、業務内容というのはどういう内容なのでしょう。

○江口優一新型コロナウイルスワクチン接種推進室参事 接種券を発送したあとに予約を受けることになりましたが、現在予約を受ける方法として、市の施設内にコールセンターを設置しており、その電話による予約を受け付けることをやってもらうこととしております。

○古田純也委員 それではこのコールセンターの受付の係というのは、もう採用募集をされているのでしょうか。

○江口優一新型コロナウイルスワクチン接種推進室参事 現在4名の方を採用しておりますが、随時必

要な人数については、募集については行ってきたいと考えております。

○古田純也委員 それと最後もう1点です。

高齢者の方が、例えば独居老人とか接種会場になかなか移動手段がない方への移動手段というのは、具体的な策をイメージされているのでしょうか。

○江口優一新型コロナウイルスワクチン接種推進室参事 いろいろ個々によって状況が変わりますけれども、今、考えておりますのは、例えば町内会とか老人クラブ単位でちょっとまとめて接種を希望される場合は、その施設から接種会場までをバスを運行して、できるだけ負担がかからないようにというふうにも、今検討しております。

○古田純也委員 以上です。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございませんか。

○金兵智則委員 日々いろいろ情報が変わって行って、大変御苦労されているということは認識しています。

御苦労さまでございます。

まず初めにちょっと確認をしたいのですけれども、今、会計年度任用職員の人数の話あったのですけれども、事務の方が3名、看護師の方が3名を増やす分だということだったと思うのですけれども、その中で前回の1月の臨時会のときに、事務の方3名と看護師2名、それに追加する分ですよという御説明あったと思うのですけれども、前回は事務の方が4名に、看護師1名と言っていたような、僕の記憶が違ったらあれなのですけれども、というふうに言っていたと思うのですけれども、それって途中から変わったということなのですかね。

○細川英司健康福祉部参事 委員の御指摘のとおり、最初の予算計上時につきましては事務職3名、看護師2名と当初に予定していたのですけれども、結果として募集5名ございまして、そのうち事務職4名、看護師1名を採用した形になっております。

○金兵智則委員 希望と実際に採用した方が違ったので、最終的には先ほど御説明いただいた人数を確保しなければいけないということなのだろうなというふうに理解をさせていただきます。

本当に御苦労されているのかなというふうに思いますけれども、まだ決まっていないことも多々あるとは思いますが、今朝の新聞だったと思うのですけれども、北海道のほうから準備が整った自治体のほうからワクチンを随時渡しますよというふうな、その条件がどのような条件なのか、いま一

つははっきりしていないのですけれども、その前の段階です、会場が決まっているですとか、人員が決まっているとかっていうような、マスコミのほうでやったアンケートのほうがあったのですけれども、網走市としてですね、会場ですとか、人員はある程度の見通しがついたというふうに見てよかったですでしょうか。

○桶屋盛樹新型コロナウイルスワクチン接種推進室長 今朝の道新のほうにも書いていたとおり、接種準備が整い次第というようなことが、後日北海道から基準が示されるというような内容も示してありましたけれども、それがどういったことなのか、よくわからないというのは私どもも思っていますけれども、本市としてはですね、医療従事者の理解も得られていますし、会場のめどもついていますし、ワクチンさえ来れば、すぐに市民の皆さんに案内を出して接種に迎える体制は、もうほぼ整っているというふうに考えてございます。

○金兵智則委員 大変心強いお言葉だったのかなというふうに思います。

すぐに打てるような体制ということだったのですけれども、この示された集団接種の会場のイメージなんかでいうと、これが順々に人が流れていくと、簡単に言えば事務職6名、看護職が6名、医師2名、看護師4名が必要になるということなのだと思います。

開業医の皆さんにお手伝いをさせていただくと、例えば平日にやるとなると、今やっている自分の病院を閉めてこっちに来なきゃいけないと言ったようなこともあるのですけれども、医師会のほうと、先ほどの御説明です、協議会のほうで網走市の考えをお示しさせていただいたという話だったのですけれども、医師会としても、もうこの市から示した内容で、万事協力ができると言ったようなことで理解してよかったですでしょうか。

○桶屋盛樹新型コロナウイルスワクチン接種推進室長 2月11日の協議会の後、医師会事務局のほうから医療機関に対して意向調査をしていただき、当初その市の要望としては、毎日1日300人ぐらいを接種するというような、土日関係に関係なくというふうなお示しをして、そのあとの意向調査の中で医療機関におかれましては、皆さん協力をいただけるというふうなことで、ある程度めどがついている状況で、今、そのワクチンの供給がどうなのかというふうなことが一番の課題ですけれども、そのワ

クチンの供給状況に応じてですね、どんどん接種していきたいというふうに考えているところがございます。

○金兵智則委員 わかりました。

あとですね、65歳以上の高齢者の方が、優先的に医療従事者の方の後にやられると思うのですけれども、その65歳以上の方の中で優先順位とかってというのは、決めていくような考え、例えば持病を持たれている方だとか、その辺をちょっとあれするのは難しいのかもしれないのですけれども、65歳以上の方の中の優先順位ってどのように考えているのかをお伺いしたいというふうに思います。

○桶屋盛樹新型コロナウイルスワクチン接種推進室長 当初国が示していた方向性としては、3月の下旬にはもう高齢者から始められるよというふうな、ワクチンが確保できているよというふうなことでありまして、我々の考えとしては65歳以上、特に区分けすることなく4月上旬から始めようというふうなことで進めていたのですが、今、国のワクチンの供給状況がままならないということがありますので、やはり委員御指摘のとおり、その優先順位をつけなければいけないだろうという考えは思っています。

今、一つ考えているのは、まず施設の入所者から接種をしていきたいという考えは思っていますが、それですら、今、市内施設で700名ぐらいの入所者がおりますけれども、その方々を優先して、その後病院の入院患者だとかもいますし、そういったクラスターというふうなところに視点をおきながら、優先順位を決めていきたいというふうに考えているところがございます。

○金兵智則委員 わかりました。

先ほど古田委員のほうからもありましたけれども、行けない人の対応ですとか、いろいろと今後も考えていかなきゃならないことがありますし、情報が変わればまた対応も変わっていくだろうというふうに思います。

大変だとは思いますが、スムーズな接種ができるように取り組んでいただければというふうに思っています。

以上です。

○永本浩子委員長 ほかに。

○平賀貴幸委員 伺っていきます。

確認するところもいくつかありますので、そこからいきたいと思っております。

まず、いただいたこのワクチン接種についての表、スケジュールがあって、その下に国内配送などがあるのですけれども、まず、この配送を誰がやるのか、どこの責任でやるのか、網走市の責任でやる部分はどこで、どんなふうにするのかを確認させてください。

○永森浩子新型コロナウイルスワクチン接種推進室 参事 配送につきましては、国内倉庫から冷凍で配送されますのは業者のほうで、ファイザー社が決めた業者のほうで配送になると思います。

市内のワクチン保管施設に届いた際に、そこから各医療機関に配送するのは、医療機関に取りに来ていただくか、こちらの市の職員がお届けするか、その辺りは協議しながら配送をしていきたいと思っております。

○平賀貴幸委員 ファイザー社のワクチンじゃなければ、あまり気にしなくていいのかもしれないのですが、ファイザー社のワクチンはやはり移送中の振動等も気をつけなきゃいけないというような、いろいろな情報が入っていますね。

そういったことを考えると、ここをしっかりと決めておかないといけないと思っています。

今、取りに来るか、市の職員が運ぶかというところですけれども、ここもですね、専門の事業者以外にちゃんと外注を出して運んでもらったほうが良くないですか。

その費用も国が出すというふうに確か説明していると思うのですが、これを医療機関に取りに来ていただく、あるいは市の職員がやるというところで、なかなかトラブルが起きないというふうになればいいのですが、ちょっと心配なものですから、どんなものでしょうか。

○桶屋盛樹新型コロナウイルスワクチン接種推進室 長 委員御指摘のとおり、ワクチンの取扱というところなどは十分注意をするようにということもありますので、もちろん今、参事が答弁したこともあるのですが、やはりその専門的な配送業者というところも一つの選択肢として、これから協議をしていきたいというふうに考えてございます。

○平賀貴幸委員 私はここはそのほうが多分いいだろうと思っているものですから、足りない費用は後から国にしっかり請求をして、出すものはしっかり出してもらえばいいのだというふうに思っております。

次のページにいて、高齢者の接種とそれから一般の接種と書いております。

確認させていただきたいのですが、高齢者の入所施設を先ほど、あるいは病院を優先して65歳の高齢者の方の接種を考えているということで現状の検討状況がわかりました。

そうすると、病院関係者はわかるのですが、施設に入所されている方々を支援する職員さんというのは、どの段階で打つのかなというのをちょっと確認したいのですが、

○桶屋盛樹新型コロナウイルスワクチン接種推進室 長 その接種の仕方、やはり施設の入所者と従事者を一緒にやるのがベストだというふうに思っていて、当初はワクチンがしっかり供給されれば、そういった形を考えていたのですが、ワクチンが足りないうちで高齢者を後回しにして、従事者を先にというようなところが果たしていいのかという判断もありますので、そこは今後のワクチンの供給状況を見ながら決めていきたいというふうに考えてございます。

○平賀貴幸委員 国の示している資料を見ていくと、今、室長がおっしゃるとおり、入所施設については高齢者と同時に入所施設の職員が打つことが望ましいというふうに記載があるので、ワクチンがあるなら、そのほうがいいと私も思います。

検討していただきたいのですが、ワクチンの供給量が想定以上に少ないので伺いますが、1回目のワクチン接種から次の接種までの間、ワクチンがきちんと来るという保証はあるというふうに考えていらっしゃいますか。

もし、ないと考えているのであれば、あえて2回分のワクチンをとっておかなければいけないということが発生するだろうということが、いろいろな自治体からの声として上がっているというふうに伺っているのですが、網走市の場合はどうに考えていらっしゃいますか。

○桶屋盛樹新型コロナウイルスワクチン接種推進室 長 今、委員御指摘のところは、国や北海道が示している中でも、2回分を供給しますというような書き方をしているので、そう考えると、全部1人目に使ってしまったときに、2回目のワクチンがなくなるというようなことも想定されるので、そこはしっかりとワクチンの供給状況も踏まえながら考えていきたいというふうには思っているのですが、なかなかこの状況だと、なかなか判断もつきにくいとい

うところがありますけれども、基本的には今来る分は2回分というような、国、北海道の考え方がありますので、そういったことに注意をしながら進めていきたいというふうに考えてございます。

○平賀貴幸委員 そうですね、これほど国が当てにならない状況で、ものをやってくれるというのは、本当に困ったものだとも思いますけれども、2回分のワクチンをやっぱりとしておくということを考えていかないと、国のワクチン供給がこんなに不安定ではやはり危険だろうと。

せっかく1回打ったのにゼロに戻ってしまって、もう1回なんてことになるのは避けたいので、そこはぜひぎりぎりまで見極めながら配慮していただきたいと思います。

それでもう1点気になるのですけれども、国は施設の職員については優先接種の対象に事実上入れるという表現をしてきているのですけれども、65歳以上の高齢者は、別にみんなが施設に住んでいるわけじゃないわけです。

さすがに、そこに住んでいる家族には難しいなと私は思っていますけれども、独り暮らしの高齢者の方も増えている状況の中で考えると、訪問介護をするヘルパーさんたちも同じく優先接種対象に入らなければいけないはずですが、記載がありません。

問いただしていくと、自治体で決めてくださいというようなことを国は言うのですけれども、網走市はどう考えていますか。

○桶屋盛樹新型コロナウイルスワクチン接種推進室長 施設従事者に在宅サービスの従事者も含まれるのかというようなところだと思いますけれども、もちろん高齢者に関わる方々ですから、そういった方々の接種を優先するというのも重要なことだとは思いますが、答弁が繰り返しになりますけれども、本当にワクチンが入ってくるのか、入ってこないのかというようなところ、そしてどういうふうに優先順位を決めていくのかというようなところも大きな課題だというふうに思いますので、そこはしっかりと考えていきたい、もし打てる量があればですね、そういったことも踏まえながら接種を進めていきたいというふうに考えてございます。

○平賀貴幸委員 そういったことを、ぎりぎりまで見極めながらやらなきゃいけないということが、本当に現場は大変だなと改めて思いますけれども、訪問介護に従事される方も、実は優先接種の対象者なのだという認識を網走市が持っているということが

わかりましたので、その認識を持ちながらできるだけ優先できる状態であれば、優先していくという考え方、これは大事だと思います。

恐らく高齢者だけじゃなくて、場合によっては障がい者のほうの訪問介護する方々も同じような対象になるのだろうというふうに思います。

そして確認ですけれども、集団接種の会場イメージのところ、看護師の人数が書いているのですけれども、まずその看護師、先ほど説明だと5名でしたっけ、5名はもう確保できるめどがついているというふうに考えてよろしいでしょうか、会計年度職員の看護師。

○永森浩子新型コロナウイルスワクチン接種推進室参事 現在、会計年度任用職員で採用をされている看護師は1名です。

現在、追加募集しております、今、数名が申し込みさせていただいております。

プラス、医療機関のほうでお医者さんとセットで看護師さん複数名、2名ほどですね、一緒に来ていただくというふうなことになっておりますので、この看護師の採用が今回通りましたら、その中でできると思われます。

○平賀貴幸委員 確認をさせていただきたいのですけれども、会計年度任用職員の看護師さんたちは、この接種会場のワクチン接種のみの業務をするというふうに考えてよろしいですか。

ほかに何か業務することって考えているのでしょうか。

○永森浩子新型コロナウイルスワクチン接種推進室参事 看護師の業務としては、ワクチン接種が始まりましたらそちらのほうにも多数行くことになりませんが、相談業務のほうも、もちろんしていただくことになるかと思えます。

○平賀貴幸委員 相談業務、コールセンターに待機をして相談業務をするということと、接種会場での接種や見守りなどの、このオペレーションの中で動いていくと、その二つの業務があるというふうに理解していいか、もう1回確認させてください。

○桶屋盛樹新型コロナウイルスワクチン接種推進室長 薬剤準備と接種をする看護師につきましては、医療機関から来ていただけるお医者さんとセットで来ていただけるとのことです。

それ以外の看護職につきましては、やはり接種後の健康観察ですとか、あと問診ですとか、会計年度で雇用する看護職については、そういった業務を想

定しています。

○平賀貴幸委員 理解しました。

市で雇用した方々については、直接の接種をすることなく、体制が組めたということでそこは理解させていただきますし、5人なのに、何でここ6人いることになっているのかなど、オペレーションを見たら思ったのですけれども、そこも2名が必ず随行してくれるということであれば、なるほどということで理解できました。

それでやっぱり、接種の速度もできるだけ上げなきゃいけないのだろうなと思っているのですよね。

短時間で、できるだけたくさんの人に打たなきゃいけないというのが、ファイザー製薬のワクチンの制約上やむを得ないのだと思うのですよね。

小さな会場でやるには向かないワクチンだというふうに思います、時間的にだめになっちゃうので。

そう考えると、スピードを上げることを考えるとですね、今は入っていないのですけれども、例えば薬剤師さんがそこにいて、シリンジワクチンの液の充填は薬剤師さんがやって、看護師さんは打つだけにしたほうが明らかに早いと思うのですけれども、そこを組み込んでいくほうが私は望ましいと思うのですが、その辺どうお考えですか。

○桶屋盛樹新型コロナウイルスワクチン接種推進室長 医療機関と協議を進める中で、当初予診の医師1人と接種の看護師1人というようなことで、お話をしていましたが、やはりその今回希釈が必要になるというようなワクチンですので、やはり看護師2人体制で1人が薬剤を準備して、1人が接種するという体制というようなことで医療機関から提案がありましたので、それで接種の部分は看護師2名というようなことにしております。

○平賀貴幸委員 理解いたしました。

そうしたらそこはそういう形でできるので、問題ないということですね、理解させていただきました。

次にですね、ワクチンの単価が1人当たり2,277円という先ほどの説明でした。

インフルエンザ同様のワクチン接種の単価と比べると、著しく低いというようなお話が病院から聞こえてきますけれども、実際どのように網走市としては捉えていらっしゃるのか。

○桶屋盛樹新型コロナウイルスワクチン接種推進室長 単純に比較しますと、今、高齢者、子供のインフルエンザの委託費というのは3,800円ぐらいだと

思いますけれども、それと比較してこのコロナウイルスのワクチン2,277円ということで、単純に比較しますと安価であるという認識ではおります。

正しいのか、正しくないのか、ちょっと僕らにはちょっとわからないので、それは国が決めた単価です、そういった認識を持っています。

○平賀貴幸委員 それでもなお、しっかり協力してくださる医療機関には、改めて感謝しなきゃいけないと、私は思うのですよね。

国の単価の決め方は、ちょっと変だなとやっぱり思うものですから、どうしてインフルエンザの単価に合わせないで価格設定したのか、いまだに謎過ぎるのですよね。

そもそも、一体幾らで国がワクチンを買っているのかさえ、実はよくわからないので、本当に疑問の多いものだなというふうに思います。

あとですね、幾つかあるのですけれども、循環型も含めた対応を考えているということだったのですけれども、もう少しその辺をどんなふうに循環型も含めた集団接種と循環型接種の併用というのを考えていらっしゃるのか、現時点でわかる範囲で説明いただきたいと思います。

○桶屋盛樹新型コロナウイルスワクチン接種推進室長 巡回型の発想はですね、施設入所者がインフルエンザの予防接種、それこそ問診ですとか、訪問診療だとかを行っているお医者さんがやっているという実態がございましたので、高齢者施設についてはインフルエンザと同じような形で巡回できるのではないだろうかというような発想です。

○平賀貴幸委員 理解しました。

在宅の寝たきりの人にはどうするのですか。

わざわざ集団接種の会場に来てもらったり、病院に来てもらったりするのか。

私はかかりつけ医というのが心配なのですけれども、先ほど申し上げたように薬剤の特徴の関係で大量の接種を一遍にしなければいけないのに、かかりつけ医ですというのは、著しくエラーが起きるんじゃないのかと思えてならないのですよね。

その辺を含めて、どういうふうに考えていったらいいのかなと思うのですけれども、併せて伺えればと思います。

○桶屋盛樹新型コロナウイルスワクチン接種推進室長 まず、その寝たきりの高齢者に対する対応というようなことでございますけれども、2月11日に実施をした医師会との協議会の中でも、訪問診療を実

施しているお医者様から、そういった提案がありました。

そこにつきましては、また実施体制が整った時点で、実施方法を協議しましょうというようなことにさせていただきます。

あと、ワクチンの関係は、1バイアル5人分というようなことで、やっぱり5の倍数で、予約だとか接種をしていかなければならないというようなところがあり、このワクチンが不足している中で、1回分たりとも無駄にできないというようなことがありますので、そこはまた医師会、医療機関と協議をしながらですね、予約の仕方ですとか、どういった単位で、一日訪問ができるかとかですね、そういったところはちょっと協議をしていかなければならないというふうに考えてございます。

○平賀貴幸委員 整えなきゃならないこと、本当に多いなと思います。

あわせて多分、かかりつけ医さんに接種したいと希望される方が、同一自治体じゃなかった場合、そのお医者さんがね、網走市のかかりつけ医ではなかった場合に、どうするのっていう問題もあると思うのですけれども、その辺はもう整理がついていると思っいいですか。

○桶屋盛樹新型コロナウイルスワクチン接種推進室長 医療機関に対する意向調査の中で、七つの医療機関から個別接種をやってもいいよというようなお話をいただいているので、そこもこれから予約の仕方ですとか、接種の体制ですね、そういったものも協議していかなければならないというふうに考えてございます。

○平賀貴幸委員 恐らくほかにも、網走市民じゃないのだけれども、働いている施設の関係だとかで、網走市で打たなきゃいけないのっていう人も多分出てくるのですよね。

本当にいろいろと整理をしなければいけないことがあるので、その辺ぜひやっていただきたいなと思うのですけれども、次に相談体制のちょっと確認なのですけれども、コールセンターを設置して、看護師や会計年度職員の方々が当たるといことなのですけれども、平日、夜間あるいは土日、その辺の体制はどのように考えていらっしゃるんですか。

○永森浩子新型コロナウイルスワクチン接種推進室参事 その体制につきましては、もちろん平日は9時から5時ぐらいまでと考えております。

あと、土日設けるか、夜間設けるかという

ところは、現在まだ検討中です。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時29分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

平賀委員の質疑に対する答弁から。

○高橋剛新型コロナウイルスワクチン接種推進室参事 ただいま御質問いただきました中での、まず受付に対する時間帯について御説明させていただきます。

今回、予約の受付の体制でございますけれども、コールセンターでの電話受付が一つ。

もう一つ、スマホやパソコンからウェブ上で24時間受付が行えるシステムを導入する予定でございますので、受付体制につきましては土日、夜間問わずに受け付けることが可能と考えております。

○平賀貴幸委員 相談電話のことにもう1回戻るのでございますけれども、土日に接種する可能性が出てきたり、それから副反応が夜間に出てくる可能性とか、土日に出てくる可能性も、会場では大丈夫だったけれども、家に帰ってからって十分あり得ますよね。

そうなったときに、相談窓口がありませんという話にはやっぱりならないので、大変ですけれども、やっぱり夜間や土日の開設も必要で、その分の費用が足りなければ、しっかりと国に請求する必要があると思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○永森浩子新型コロナウイルスワクチン接種推進室参事 国のほうからも最近ですね、相談体制に関する役割分担ということで通知が来ておりまして、国と都道府県と市町村が、きちんと役割分担をして一緒にやっていこうということを示されております。

それですとね、国のほうはコロナワクチン施策の在り方に関する問合せの対応、都道府県のほうは、医学的知見が必要となる専門的な相談など、市町村では対応困難な問合せということで、副反応に対する相談も含めて行うということです。

市町村のコールセンター及び相談窓口の役割としては、どこの医療機関で接種できるか、あとクーポン券をなくしたけれども、どうしたらいいのか、医療機関はどこで受けられるのか、そのような問合せの対応ということで、最近示されたところでありませう。

土日の対応については、今後検討してまいりたいと思います。

○平賀貴幸委員 いろいろ検討する中で、例えば土日の場合や夜間の場合の問合せを道や国が持つなら、そちらを紹介するというものもあるのかなと思いますけれども、ただ心配なのは、問合せが多過ぎてかからないということが、このコロナウイルスの関係でもあった話なので、独自の窓口は持つべきなのだろうなというふうに、私は思います。

その費用はちゃんと国に持ってもらうしかないし、コロナウイルスのワクチンの関係で、これほど国が後手後手に回っている以上、そのぐらいのことは当然国がしてくれないと困るなというふうに、多分同感だと思いますけれども、ぜひ予算措置を含めて検討して、人の採用が別に必要だったり、その部分を外部に委託しなきゃいけないということが出るのなら、そこも含めてしっかり予算を確保して、市民の安全を守るという形で徹底的にやっていただければと思います。

それから、視覚障害や聴覚障害の人たちの問合せや、わかるような手段も考えなきゃいけないと思います。

これについても、国は何か予算措置するというふうに国会答弁をしていますけれども、網走市としてはどうお考えなのでしょうか。

○桶屋盛樹新型コロナウイルスワクチン接種推進室長 今、委員より御指摘のありました点につきましても、今朝の報道などでも、点字の対応ですとか、そういったことの記載がありましたので、網走市においては点字が必要な視覚障害の方が16名くらいおられて、あと、聾唖の方が34名くらい、合計で40名くらいいるというようなことで、点字をできる方は2人というようなことで、34名の聾唖の方々につきましても、網走は全体でそれくらい的人数なので、そこはちょっと個別に対応するというような形で、今検討しているところであります。

○平賀貴幸委員 個別対応を丁寧にするということで理解しました。

後は集団接種の会場での対応なのですけれども、事前に予約をしていただく形なので、多分来る日はいつだとわかるのだと思うのですよね。

そうするとそこに、手話通訳の方に行ってくださいようにするだとか、あるいは視覚障害の方のための誘導員を別に配置するとか、そういった対応も必要になるのかなと思うのですけれども、その辺はどうお考えですか。

○桶屋盛樹新型コロナウイルスワクチン接種推進室

長 今、1時間間隔くらいの予約をとるような形で、集団接種は行おうとしています。

先ほども説明しましたが、障がい者につきましては個別対応が必要ということで、接種日も把握できるので、今回その接種に当たっては全庁的に取り組むというスタンスでありますので、どんどん応援職員を出してもらいながら、そういった障がい者の対応というようなところも、充実していきたいというふうに考えてございます。

○平賀貴幸委員 理解しました。

ぜひ進めていただきたいと思いますが、会場のことにもちょっと戻ったので、もうちょっと会場のこと聞きますけれども、万が一、見守っている場所ですね、この⑥番、図のところでは何らかのトラブルが発生したときには、私は本来だったらここにもお医者さんがいて、見守っているというのが望ましいと思っているのですよね。

ただ、現在示されているような国のスキームだと、それは多分できないのだと思っています。

そうすると何か起きたときには、誰が、お医者さんが駆けつけるのかなと思うのですけれども、一旦接種を中断して駆けつけるということにならざるを得ないのかなと思うのですけれども、そうなるというふうに考えていくしかないのかな、どうなのでしょうか。

○桶屋盛樹新型コロナウイルスワクチン接種推進室長 この2レーン体制にした意味もその辺がございまして、お医者さんが2人いればですね、何か体調不良が起きたときに対応できるのではないかというようなことが一つと、また消防とも調整をされていて救急隊員も配置しますし、救急車も待機するというようなことの体制づくりは必要と考えております。

○平賀貴幸委員 理解しました。

最後に、現在想定している接種会場はどんなところがあるのか、説明できる範囲でお答えいただきたいと思います。

○江口優一新型コロナウイルスワクチン接種推進室参事 現在高齢者につきましては、ある程度大きな会場、また駐車場が確保できるというところを考えますとエコーセンターでの接種会場を1カ所、もう一つは、市内の駒場方面でそういうある程度の大きさが確保できて、かつ駐車場、かつ長期間借りられる場所ということで現在検討しております。

また郊外地区につきましても、高齢者におきましては郊外で3カ所ほどそれぞれ設置して、集団接種

を行うというふうを考えております。

それはあくまでも、1日1会場ということになりますので、例えばエコーセンターで今週やりましたら、来週は駒場でやるというふうを考えております。

○平賀貴幸委員 時期をずらしながらやるので、郊外にいる方はそっちに行ったほうが行きやすいと。

ただ、どうしても何らかの関係で、事情がある人は近くじゃなくても自分の日程のあるところに行けばいいという形になるということだと思うので、そうすると、いろいろと行きやすい面も出てくる人も中にはいるのだらうなというふうに思いますし、先ほどバスの送迎の話もありましたから、何らかの形で行ける人が多くなるのだということは理解いたします。

ちなみに駒場の方面での場所というのは、なかなか長期間だとコミセンをずっと占有するわけにいかないから、今のような答弁だと思うのですが、なかなか思いつかないのですけれども、空いているショッピングセンターの中の大きな建物を借りるとか、そんなことぐらいしか思わないのですけれども、なんとなくそんなイメージでいるのですけれども、そういう感じですか。

○桶屋盛樹新型コロナウイルスワクチン接種推進室長 候補としては、旧ウエスタンを考えております。

駐車場が十分広いというようなこともありますし、内見をしましたけれども、十分に2レーンに対応できる広さというようなことがありますので、今、ウエスタンを考えているということ、ちょっと先ほどの補足になりますけれども、1日1会場というふうに限定しているのは、やはり医療従事者の確保が課題でありますので、その辺は御理解いただきたいというふうに思います。

○平賀貴幸委員 わかりました。

郊外3か所というのは、どこと、どこと、どこなのですか。

○江口優一新型コロナウイルスワクチン接種推進室参事 それぞれ西地区、南地区、あとは呼人方面というふうに考えております。

○平賀貴幸委員 何となくイメージがつかまりました。

西ですから卯原内方面、南が音根内とか浦士別の方面で、あと呼人で、全部で1、2、3、4、5カ所について日程をずらしてやっていくというイメージで、市は考えているというふうに考えてよかったですか。

ですか。

○江口優一新型コロナウイルスワクチン接種推進室参事 エコーセンターとウエスタン、後は郊外で3カ所の5カ所で考えております。

ただ、今の5カ所については高齢者、65歳以上の会場ということで考えております。

○平賀貴幸委員 理解させていただきました。

64歳以下の方々については、どんな会場で考えていらっしゃるのでしょうか。

○江口優一新型コロナウイルスワクチン接種推進室参事 64歳以下の方の一般につきましては、旧ウエスタンの1カ所で、長期間の接種会場として使うことを考えております。

○平賀貴幸委員 そうすると、高齢者とダブらない期間で一定の長い期間、どうしてもその来るワクチンのスピードが遅いから、長い時間にならざるを得ないですね。

それでやるとそういうふうに理解していいですか。

○江口優一新型コロナウイルスワクチン接種推進室参事 まず65歳以上の高齢者の方を優先的に、最初のほうに始めまして、それがある程度落ちつきましたら一般の方に対して1カ所、旧ウエスタンで長期間行うというふうに考えております。

○平賀貴幸委員 本当の最後にもう1個だけ伺いますけれども、特定疾患があったり、何らかの持病がある方については、国のものを見ていくと本人が申し出たら打つことができるような解釈に、私は読めるのですけれども、網走市としてもそういう認識で臨まれるのですか。

○永森浩子新型コロナウイルスワクチン接種推進室参事 基礎疾患のある方に関しましては、基本診断書等は必要がないというふうに国も言っています。

ただですね、重症度にもよると思いますし、不安な方もいらっしゃると思いますので、そのような方は普段の定期受診のときに、かかりつけの医師に相談をしてから、ワクチンを受けていかどうかという辺りを判断していただいて、受けに来ていただいたほうが安全かなというふうに思っております。

○平賀貴幸委員 基本的にはそれでいいのかなと思いますけれども、疾患によってはですね、網走市内の病院ではかかりつけ医がいらっしゃらなくて、相談するまでに1カ月以上、あるいは病院の通院スパンだと2カ月、3カ月かかる方もいるのですよね。

それが北見ならまだいいのかもしれないのですけ

れども、札幌や旭川という方もいらっしゃるのですよ。

大体そういう方々は重度なのですけれども、それで今のような対応だと多分困っちゃうんだと思うのですよね。

その場合、どういうふうにお考えですか。

○桶屋盛樹新型コロナウイルスワクチン接種推進室長 その辺りは市民周知の際にですね、しっかりお知らせをして、市で相談を受けながら判断をしていきたいというふうにご考えています。

○平賀貴幸委員 すみません、いろいろと細かくやり取りさせていただきましたが、どこかが抜けているところがあると、トラブルが発生するというふうにやっぱり思うのですよね。

ですから、細かくやらせていただきましたが、周知の仕方も相当工夫しなければいけないなと思いますし、かえってそれでごちゃごちゃして見づらくなってこれまたおかしくなるので、本当に難しいことを市はやらなきゃいけないことを、国からこういう流れを作られているということに改めて、本当に申し訳ないなと思いながら、やっていただくしかないで頭が下がる思いですけれども、様々な配慮を重ねながらですね、できるだけエラーがないような形での接種をできるだけ早くできるような、形を望みたいと思います。

ぜひよろしく願いいたします。

また7割を超えたら、予算を増額するように国にしっかりと求めてやってください。

よろしく願います。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第13号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、新型コロナウイルスワクチン接種事業と繰越明許費の補正については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定されました。

○永本浩子委員長 次に移ります。

議案第14号令和2年度網走市国民健康保険特別会計補正予算の債務負担行為の補正について説明を求めます。

○清杉利明戸籍保険課長 続きまして、議案資料

1、11ページ、資料4号を御覧ください。

補正予算の概要、3、債務負担行為の補正の会計名の2段目、国民健康保険特別会計のところを御覧ください。

令和2年度国民健康保険特別会計債務負担行為の補正予算につきまして御説明いたします。

補正の理由及び内容でございますが、令和3年度の国保市町村事務処理標準システム保守委託契約外1件の契約に当たりまして、令和2年度中に契約事務を取り進める必要があることから、合計で167万7,000円の債務負担行為限度額を追加補正するものでございます。

契約の内容でございますが、国保に関する標準システム保守委託契約で142万6,000円、国保の標準システム連携保守委託契約で25万1,000円となっております。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、議案第14号令和2年度網走市国民健康保険特別会計補正予算の債務負担行為の補正については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定されました。

○永本浩子委員長 それでは次に移ります。

議案第18号令和2年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算、後期高齢者医療広域連合保険料等納付金の説明を求めます。

○清杉利明戸籍保険課長 続きまして、議案資料2の98ページ、資料4号を御覧ください。

令和2年度後期高齢者医療特別会計後期高齢者医療広域連合納付金の補正予算につきまして御説明いたします。

補正の理由及び内容でございますが、保険料収入が当初想定を上回るが見込まれることに伴いまして、北海道後期高齢者医療広域連合へ本年度納付いたします保険料等納付金が増額するため、次の経費を追加補正するものでございます。

補正の内容につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合への保険料等納付金で1,199万8,000円を追加補正するものでございます。

次に、補正額の歳出予算でございますが、後期高

齢者医療広域連合保険料等納付金の補正額は、1,199万8,000円で、補正額の財源内訳につきましては、後期高齢者医療保険料が1,180万8,000円、基金繰入金が19万円でございます。

また、補正前の額、補正後の額につきましては、表に記載のとおりでございます。

次に、歳入予算につきましては、保険料が当初予算より特別徴収分で782万8,000円、普通徴収分で398万円、保険料合計で1,180万8,000円が増える見込みでございます。

また、歳入予算の補正前の額、補正後の額につきましては、表に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○金兵智則委員 端的に一点、保険料収入が当初想定を上回るって、なぜなのですかね。

○清杉利明戸籍保険課長 当初予算におきましては、北海道の高齢者広域連合のほうより、当初予算編成に当たりましての納付金、広域連合へ納める網走市分の納付金の概算額が通知されるのですが、それに基づきまして、保険料で納めていただく分を割り振りまして、予算計上しているところなのですが、それにおきまして、当初納付金の通知額が少なく見積もられていたというところで、当初予算に計上していた分としては、少なかったというところで、実際保険料の収入が進んだ段階におきましては、予算を超える保険料が収入となる見込みとなったことから、この保険料につきましては、全額広域連合のほうへ納付することになっておりますので、今回の増額見込みとなる保険料収入の分について、増額の補正をしたいというところでございます。

○金兵智則委員 この補正予算についての意味はわかるのです。

保険料がいっぱい入ってくるので、その分を払わなきゃいけないですよっていう補正予算なのだと思うのですけれども、当初想定をしていた、でも後期高齢者の方の人数だとか、保険料というのは大体わかっているはずなので、今の説明で僕だけなのでしょうか、今の説明ではちょっとわからないのですけれども、どうして人数が増えたでもなく、でも入ってくるお金だって幾らですというふうに指定があるので、その分を引き落としされたり、振り込んだりするわけですよね。

それなのにも関わらず、当初の予算を上回るっ

て、ちょっとごめんなさい、わからないのですけれども。

○清杉利明戸籍保険課長 保険料収入の実際の見込み額というよりは、当初予算におきましては、広域連合へ納付する金額に応じた予算分を計上しているというところですよ。

○金兵智則委員 そしたら広域連合のほうから、網走分からはこれだけのものをいただかなきゃいけないので、これだけのものを後期高齢者の方々に徴収していただきたいということが来るということですよ。でも、徴収するときには一人一人から引き落としされたり、振り込まれたりする金額が、例えばですよ、ざっくり1,000円もらわなきゃいけないのに、100円ずつ10人じゃなくて、110円ずつ10人からもらったら、必ず増えるんですよ。

でも、徴収するときには一人一人から引き落としされたり、振り込まれたりする金額が、例えばですよ、ざっくり1,000円もらわなきゃいけないのに、100円ずつ10人じゃなくて、110円ずつ10人からもらったら、必ず増えるんですよ。

でも1,000円もらうのなら、100円ずつっていうふうに分ければいいわけであって、どうしてそこで多くもらわなきゃいけないのですか。

100円ずつですよって言えばいいのに、110円ずつやるから、多くもらうことになるのですよね。

そういうことなんじゃないですか。

何かわからないのですけれども。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

すみません、少し時間がかかるようですので、このままお昼の休憩に入りたいと思います。

午後1時から再開いたしますので、よろしく願いいたします。

午前11時53分休憩

午後1時00分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

休憩前に引き続きまして、金兵委員の質疑に対する答弁から。

○清杉利明戸籍保険課長 午前中に続きまして説明をさせていただきますが、後期高齢者医療制度につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合が北海道全体分の運営を行っているところでございます。

当市の当初予算におきましては、広域連合が医療費や加入者数、所得状況などによりまして、北海道全体及び各市町村の納付金額の決定をしているところでございます。

その通知額に基づきまして、網走市分の保険料収入の予算としましては、利用率等により積算した額を積み上げるのではなく、特別徴収分と普通徴収分の割合及び収納率等を勘案し、予算計上している状

況にございます。

よって、実際におきましては、当初の見込みとの乖離が生じ、今回のような補正が生じる場合があるということでございます。

実際におきましては、網走市分としましては、広域連合が見込んでいた軽減世帯数より実際の網走市分の軽減世帯数が少なかったというのが一つございます。

また、所得状況におきましても広域連合が見込んでおりました所得総額が、網走市につきましては逆に増えたというところがございます。

実際の影響額につきましては、積算ができませんが、広域連合のほうで北海道全体として押さえておりますので、網走市分の影響額というのは積算できませんが、以上のようなことによって、今回保険料収入が増額する見込みとなったため、追加補正をする必要が生じたものでございます。

全道規模で積算して、網走市におきましては、保険料収入が予算額を上回るような状況で、追加補正という形が生じますが、市町村によっては保険料収入が逆に少なくなって、納付金額としては減少するというような市町村もあろうかと思えます。

○金兵智則委員 わかりました。

○永本浩子委員長 よろしいですか。

それではほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですのでお諮りいたします。

議案第18号令和2年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算、後期高齢者医療広域連合保険料等納付金については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定されました。

○永本浩子委員長 それでは次に移ります。

議案第22号網走市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についての説明を求めます。

○清杉利明戸籍保険課長 続きまして、議案資料2、108ページ、資料9号を御覧ください。

議案第22号網走市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、御説明いたします。

改正の趣旨でございますが、地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の改正によりまして、地方税における延滞金の割合等の見直しが行われた

ため、同様の基準割合等としている当該条例の所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、延滞金の割合の特例におきまして、特例基準割合の文言を延滞金特例基準割合とする文言改正を行うものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行するもので経過措置につきましては、記載のとおりでございます。

また新旧対照表につきましては、下段に記載しております。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではなきようですので、議案第22号網走市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「意義なし」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定されました。

○永本浩子委員長 次に移ります。

議案第23号網走市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定についての説明を求めます。

○高橋善彦介護福祉課長 それでは議案資料3、1ページの資料10号を御覧願います。

議案第23号網走市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正の概要について御説明をいたします。

1の趣旨であります。介護サービス事業に係る人材確保事務軽減と新型コロナウイルス感染症などへの対応を図るため、各厚生労働省令の改正が行われたことから、同様の基準内容とするため当市の関係する四つの条例について所要の改正を行うものであります。

2の内容であります。一つ目といたしまして、網走市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、及び網走市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例につきまして、規定を追加する改正を行うものでございます。

主な改正内容でございますが、①は各種ハラスメントを防止するための措置を講ずる規定について、②は業務継続計画の策定規定について、③は感染症予防及び蔓延の防止のための措置を講ずる規定について、④は虐待防止の措置を講ずる規定について、⑤は通所系短期入所系特定施設、施設系のサービス事業者を対象とした災害訓練に地域住民の参加が得られるよう努力義務の規定について、⑥はサービス担当者会議についてテレビ電話等の活用を可能とする規定について、⑦は利用者家族等への説明、病院について電磁的な対応を認める規定について、それぞれ改正しようとするものであります。

二つ目といたしまして、網走市指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、及び網走市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例につきまして、規定を追加する改正を行うものでございます。

主な改正の内容であります。先ほど御説明いたしました一つ目の⑤に記載の内容以外の一つ目と同様の6項目につきまして、それぞれ改正しようとするものでございます。

3の施行期日等でありますが、施行期日及び経過措置等につきましては記載のとおりとなっております。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○村椿敏章委員 この条例の改正の趣旨の1番のところに書いてある、ハラスメントを減らすとかっていうところなのですけども、結局ハラスメントばかりだけじゃなくてですね、今回のこの条例改正によって、介護職場の職員の方が増えるような形になるのでしょうか。

○高橋善彦介護福祉課長 ただいまおっしゃったハラスメントのところでございますが、こちらにつきましては介護人材の確保と現場革新というような観点から、今回、厚生労働省令が改正されたものでございますが、実際的な問題としまして介護人員が直接的に増えるというようなものではございませんが、ハラスメント対策を強化するという観点からの対策を実施するものというところが、義務付けられたものでございます。

○村椿敏章委員 ハラスメントの部分でいくと、今

までその一人ですね、対応していたところを複数の人が対応するような形にするというのが、今回のハラスメントの部分であったと思うのですが、そういう面で行くと人の人数も増やさなきゃならないんじゃないのかなと、私はそう思ったのですけれども、そうではないのですか。

○高橋善彦介護福祉課長 こちらに関しましては人員の基準ではなくてですね、ハラスメントに対する事業者の責務といったところを義務付けするというような内容となっております。

○村椿敏章委員 わかりました。

○永本浩子委員長 他に。

○平賀貴幸委員 まず関連して、そのハラスメントの部分ですけども、こここのところの確認なのですが、利用者さんから介護労働者に対してハラスメントを受ける場合に、ここを想定しているのか、それとも事業所の中で働く人たち同士を想定しているのか、どちらだというふうに思っていますか。

○高橋善彦介護福祉課長 こちらに関しましては、事業所内でのハラスメントであったり、利用者さんとのハラスメントの両方を指しているものでございます。

○平賀貴幸委員 よく理解できました。

利用者さんからのハラスメントをどうするのかというのが、最近よく問題になっているので、ぜひこの辺はいろいろ現場とも話し合いながら、規定をつくるだけではなかなか難しい問題だと思っておりますので、対応していただきたいと思えます。

それと、いろいろと新しくやらなければならないことが増えたと率直に思うのですね、また書類が増えるのだから、現場は大変だなというふうに正直思うのです。

やらなきゃいけないのはわかるのだけれども、また仕事が増えたなというふうに正直思うのですよね。

それを軽減するためのことを考えなきゃいけないなと思うのですけれども、何か原課で考えていることはありますか。

○高橋善彦介護福祉課長 このたびの省令の改正によりまして、条例改正をするわけでございますけれども、それぞれ3年の経過措置ですとかがございますので、そういったところで関係事業所と連携を密にしながらですね、進捗状況を含めまして必要に応じてですね、指導ですとか、助言だとかをしていき

たいというふうに考えております。

○平賀貴幸委員 7番に電磁的な対応を認めるっていうふうに書いてありますよね。

ここが私、一つのポイントかなと思っているのですが、いろいろな書類を全て電磁的に対応するようにしてですね、網走市が監査をする場合も紙ベースで出さないでインターネット上のクラウドだとか、あるいはサーバーコンピュータにあるものを直接見るだけで、監査ができるようになればですね、相当軽減できるし、御承知のとおり5年間でしたっけ、書類保存があってその保存スペースが結構すごいことになるのですよね。

一部屋丸々奪われてしまう感じなのですよ。

そういう無駄もなくなるので、ぜひそういった対応してほしいなというふうに思うし、そういった対応ができるので、こういうことをやったらいいですよっていうようなアドバイスを含めた、技術的指導というのですかね、そういうシステムを最近はず分と増えてきているので、そういったこともやったらどうなのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○高橋善彦介護福祉課長 関係事業所のですよね、意見をお伺いしながらできるところからですね、やっていただくような形で、事務負担の軽減を少しでもしていただければよろしいかと考えております。

○平賀貴幸委員 実際にやっている事例を、私も幾つかの別の町で見ているのですけれども、やっぱり勤務する時間で考えると、やっぱり1日当たり1時間から2時間ぐらい勤務時間の短縮になるのですよね、それだけで。

監査の時に必要な膨大な作業も、電磁的に保存してあるものを本当にないかどうか確認するだけで済むので、印刷したり、揃えたり、並べたりとか、終わったら片づけなきゃいけないのですよね、監査の時って。

そういうものすごい無駄な作業がゼロになるので、本当に効率的になったって言われているものですから、ぜひその辺ですね、情報収集をしながら伝えていって、まだよくわかっていない事業者さんもらっしやるのだと思うので、ぜひ進めていただきたいと思います。

以上です。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、議案第23号網走市指定地域密

着型サービスの事業の人員設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのようにいたします。

○永本浩子委員長 次に移ります。

議案第24号網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についての説明を求めます。

○清杉利明戸籍保険課長 続きまして、議案資料2、109ページ、資料11号を御覧ください。

議案第24号網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定につきまして御説明いたします。

改正の趣旨でございますが、保険料の基礎賦課額についての見直しと、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う当該条例の所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、1点目としましては、保険料の基礎賦課額に係る改正でございます。道内保険料の平準化への対応としまして、段階的に資産割額の料率を引き下げてきておりますが、令和3年度より資産割額を廃止する改正と、それに伴う保険料率の割合の変更で資産割額の廃止、所得割、被保険者均等割及び世帯別平等割の割合を変更する改正を行うものでございます。

2点目につきましては、国民健康保険施行令等の一部を改正する政令の施行で、平成30年度税制改正におきまして個人所得課税に係る給与所得控除、公的年金等控除から基礎控除へ10万円の振替を行う見直しに伴いまして、保険料軽減世帯におきまして、従前のおり保険料の軽減を受けられるよう改正をするものでございます。

3点目につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正で、積算に用いられておりました特例基準割合加算割合が年1%、還付加算金特例基準割合加算割合を年0.5%とする改正を行うもので、もう一つは、積算に用いられていた特例基準割合の文言を延滞金特例基準割合とする文言改正を行うものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行するもので、経過措置につきましては記載のとおりでございます。

また、新旧対照表につきましては、次ページ以降

に記載しております。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

それではなきようですので、議案第24号網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定されました。

ここで理事者入替えのため暫時休憩いたします。

午後1時19分休憩

午後1時21分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

次に教育委員会関係に入ります。

初めに、議案第13号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、小学校教育活動継続支援事業と繰越明許費の補正、及び中学校教育活動継続支援事業と繰越明許費の補正について関連がありますので、併せて説明を求めます。

○小松広典学校教育課長 議案資料2の84ページを御覧願います。

令和2年度一般会計補正予算のうち、小学校教育振興費、小学校教育活動継続支援事業の歳入歳出予算の補正と繰越明許費の設定について御説明申し上げます。

補正の理由につきましては、国の補正予算、補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、小学校の感染症対策等の徹底及び教職員に研修等の支援を行うため、追加補正しようとするものでございます。

事業の内容について御説明いたします。

事業の目的としては三つありまして、一つ目には学校における感染症対策等支援として密閉、密集、密接を回避し、児童生徒、教職員等の感染症対策に必要な物品の購入費等に係る経費、二つ目には教職員の資質向上のための研修等支援として、研修等に参加等するための経費、三つ目には子供たちの学習補償支援として児童生徒の学びの保障のため、感染症対策等を徹底しながら、感染の状況や児童生徒の状況に応じた学校での教育活動や家庭学習を支援する際に生じる経費とされております。

昨年の補正予算で、校長裁量で1校当たり200万

円の補助事業がございましたが、その追加となるもので、昨年の事業目的に夏季休業期間の短縮等により研修機会を逸した教職員に対し、その資質向上等を図るための経費が追加されているものでございます。

補正予算の積算に当たり、事前に各学校へ調査したところ、研修講師の謝金として報償費、研修参加旅費、感染症対策としての消耗品及び備品購入費が要望として上がってきたところでございます。

各校への配分の内容につきましては、1校当たりの児童生徒数501人以上が160万円となっております。網走市の場合1校、301人以上500人までは120万円となっておりますが、こちらについては該当ありません。

300人未満で1校当たり80万円という金額につきましては、残りの小学校8校が該当します。

補正額につきましては800万円、財源につきましては2のとおり補助率が2分の1となりますが、交付金と合わせまして800万円を追加しようとするものでございます。

なお、年度内に事業の完了が見込めないことから、事業費の全額を翌年度に繰越すものでございます。

続きまして、議案資料2の85ページを御覧願います。

令和2年度一般会計補正予算のうち、中学校教育振興費、中学校教育活動継続支援事業の歳入歳出予算の補正と繰越明許費の設定について御説明申し上げます。

こちら先ほどの小学校と同様に、生徒数301人以上500人以下に該当するものが1校で120万円。

それから、残りの5校につきましては300人未満ということで80万円となりまして、補助率は2分の1となるものですが、交付金を合わせて520万円を追加補正しようとするものでございます。

補正額につきましては、中学校分として520万円の増、財源につきましては2のとおりでございます。

なお、年度内に事業の完了が見込めないことから、事業費の全額を翌年度に繰越すものでございます。

説明は以上です。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○村椿敏章委員 今回の内容の中に研修というのが

入っているのですが、その研修を学校のほうから開きたいので、その経費をお願いしたいというところだと思うのですが、研修ってというのはどのような研修なのでしょう。

そして小学校、中学校の2つを予算で見えますが、複数回で開かれるようなものなのか、研修の開き方とか、その辺についてわかれば示してもらえればと思います。

○小松広典学校教育課長 実施要項の中ではですね、示されているものにつきましては、教職員の資質向上のための研修等支援として感染症対策等に資する研修、それからオンライン学習等に資するICT研修、それからその他自己研さん、能力開発研修等が示されているところでございますけれども、研修の形態としましては研修会場に赴いて受ける研修、それから講師を呼んで受ける研修、それから研修用図書としての本などの購入という部分、それからオンラインによるウェブによるですね、オンラインによる研修というところが想定されるところでございます。

○村椿敏章委員 学校の先生が各校から一人ないし二人とかそういう形でその研修に参加して、感染防止のことを学んでくると、そういうような形ですか。

○小松広典学校教育課長 そのような形も想定されますし、講師を呼んでという場合には、複数の先生方が受講するような形の研修も想定されるところでございます。

○村椿敏章委員 わかりました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございませんか。

○金兵智則委員 ちょっとお伺いしたいのですけれども、前回もですね、備品なり何なりを揃えるための各校に配分があったかと思うのですけれども、今回それに加えてですね、さっき、今ほど村椿委員もおっしゃっていました、その研修という内容が含まれているということなのではございますけれども、各校に先ほどの小中学校160万円、80万円、120万円、80万円というような割当てがありますよっていうふうにあったのですけれども、例えば80万円をいただいた小学校で80万円の全て備品を買うこととか、80万円の全て消耗品を買うこととか、例えば逆に80万円、研修で80万円というのはちょっとなかなか難しいのですけれども、それって各学校に配られる、配分される中に例えば研修分はこれだけ、消耗品はこれだけ、備品はこれだけとかっていうふうに分割があるの

ですか。

○小松広典学校教育課長 各学校にですね、1校当たり80万円なり、160万円なりというような金額が設定されておりますけれども、その金額の学校の範囲内において、各学校が校長の裁量において、いろんな費用、様々な費用を分配、割当てまして、こうすることでその経費を使いたいというような中身の事前に要望を聞いたところでございます。

○金兵智則委員 そうしたら逆に言うと、各学校から要望を聞いている中で、学校によっては研修ではなくて、消耗品や備品に使いたいという学校もあるし、研修にも、備品にも、消耗品にも使いたいという学校があるので、こういう予算編成になっているということで理解してよかったですかね。

○小松広典学校教育課長 そのとおりでございます、各学校からの要望を積み上げたものでございます。

それで今回につきましては、やっぱり研修という部分が新たに追加しておりますので、研修については有効に使っていただくような形でということでお伝えしてはおります。

○金兵智則委員 各学校への、校長裁量ということにしてあるけれども、新たに研修の項目も入っているので、そこは有効に使ってほしいというようなことは、教育委員会から話している。

必ず使わなきゃいけないものではないということでもいいのですかね。

○小松広典学校教育課長 最終的には校長の裁量という形になるかと思えます。

○金兵智則委員 わかりました。

それでですね、各学校から要望があったのを積み上げたということですので、前回とこの今回をやっていく中で、各小中学校の感染対策というのはどの程度進んでいるというか、教育委員会でどのように把握されていますか。

○小松広典学校教育課長 各学校ですね、様々な考えで感染症対策という部分につきましては、備品を整備するなり、いろいろなものをそろえております。

昨年、標準的に200万円の事業におきましては、買われたものとしましては加湿器、それから空気清浄機ですとか、あとは授業の分散のための大型ディスプレイですとか、あと入り口に設置する自動サーモ測定器ですね。

それから非接触型の体温計ですとか、あとそうで

すね、ソープディスペンサー、それからマウスシー
ルド等の購入がやはり多く見られたところござい
ます。

○金兵智則委員 消耗品の購入については、今後も
継続していくのだと思うのですけれども、備品につ
いては、各学校である程度、今回で充足をされる
という認識なのかどうかをお伺いしたいのですけれ
ども。

○小松広典学校教育課長 基本的にはやはり200万
円なり、80万円なりの限られた予算ですので、その
予算を学校の運営の中で有効に校長が選択したとい
うことで押さえております。

○金兵智則委員 そのようにやっていった中で、ま
だ空気清浄機が本当は10台必要なのだけれども、い
ただいたお金の中では今5台まで整備されています
よと。

本当は今後、まだ5台の要望があるのかもしれま
せんみたいなことを教育委員会で把握されているの
ですかという質問なのですけれども。

○小松広典学校教育課長 学校の中では、やはりそ
こそこのクラスへ均等に当たるようになっていうこと
を考えて、購入していると思いますので、そこにつ
いては充足されているというふうに考えております
けれども。

○金兵智則委員 考えております…ですかね。

そのように把握しているということでもいいですか
ね。

○小松広典学校教育課長 申し訳ございません。

一定程度の整備は進んだというふうには考えてお
りますけれども、万全かと言われるすと、必ずしも
そうとは限らないというふうに押さえております。

○金兵智則委員 この2回である程度は進んでいる
のではないかなと、今後ももしこのようなことで対応
しなければならないことがあれば、対応していくと
いうような考えがあるということでは理解してよろし
いですか。

○小松広典学校教育課長 可能な限り対応してまい
りたいというふうに考えております。

○金兵智則委員 はい、わかりました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

○平賀貴幸委員 最初に今、金兵議員の質問に関連
してちょっと伺うのですけれども、各学校の対応状
況にもしかしら差があるのかもしれないのかな
と、逆に今聞いていて思っています。

確認したいのですけれども、各学校の感染状況の

対策については、口頭聞き取り調査で把握をしてい
るのか、ペーパーベースで出してもらう、あるいは
メールを出してもらうような形で把握しているの
か、どんな形で把握されているのでしょうか。

○小松広典学校教育課長 購入に当たりましては、
必ず教育委員会のほうで入札なりをしております
ので、全てリストでいただきまして、それに基づい
て、各校同じようなものがないかとかという部分を
精査した上で、競争により調達しているような状況
でございます。

○平賀貴幸委員 そうすると、入札段階である程度
把握ができるというふうに今の答弁で理解をさせて
いただきたいと思えます。

逆に伺いますけれども、各学校が別の学校でどん
な備品を持っているのかというのを比較しようと思
ったときにはどうやったらできるのですか。

○小松広典学校教育課長 基本的には校長裁量です
ので、学校の中でどのようなものが必要かというニ
ーズに基づいて上がってきた物品だというふうに考
えております。

○平賀貴幸委員 つまり現状だと教育委員会を通
ず、あるいは別の学校に問合せをしないと、隣の学
校や離れた地域の学校では何をを用意しているかとい
うことがわからない状態にあるということで、学校
単体で見るとそういうことで理解していいですか。

○小松広典学校教育課長 購入する物品につきまし
ては、前回の当初の200万円のときでございますけ
れども、校長会の中で仕組みのほうを説明した後で
すね、情報交換が適宜行われているというふうに関
してありますので、横の情報交換というのは頻繁に
されているというふうに認識しております。

○平賀貴幸委員 そういったことが、仕組みとして
やられているということが大事なのだと思えます。

あとはもう一つ思うのは、学校に様々なIT関係
のものをそろえましたよね。

子供たちも使っていきますよね。

であれば、そういったものはIT上の共通のクラ
ウドのようなところに置いておいて、いつでも各学
校のほうで見られるようにすれば、業務は相当軽減
されます。

こういった工夫を重ねることで、職員の勤務時間
というのは短くしていくのですよ。

ぜひですね、紙ベースやメールだとか、そういう
ベースで情報を共有しないで1カ所に全部送れば終
わるし、それを共通で見ればいつでも先生たちが見

られるような場所をつくることも考えていただきたいというふうに思うのですけれども、その辺の何か考えてやっていることはありますか。

○小松広典学校教育課長 1人1台の端末につきましては、まだ導入されたばかりでございます。

まず、教職員が使い方を理解するというのと、それからやはり児童生徒につきましても、今後慣れ親しむという部分から授業への導入が期待される場所なのですから、当然そのような便利な機能というのもございますので、今後そのような形で進めていくというところも期待しているところでございます。

○平賀貴幸委員 この辺はまた予算委員会で改めてということになると思いますけれども、もう一つ消耗品を感染症対策で必要なため買ったり、備品を買ったりいろいろとするのですけれども、感染症防止対策はもちろん子供や保護者、PTAの皆さんが気をつけることはもちろんですし、ただ基本的には、やっぱり先生たちがやっているのだらうなと思っ

ているのですけれども、この予算というのはそういった範囲を想定して考えている、つまり外部の人をお願いをして、感染症防止対策をするような予算は含まれていないというふうに思っていますか。

○小松広典学校教育課長 各校において、その辺については考えることでございますけれども、やはりまずは日常生活、日常の学校生活における感染予防という、その部分をしっかりと学校の中で計画し実施しているというふうに思っておりますので、当然そこで必要な消耗品類とかについても、この中の経費、一部分的に使っているのかもしれませんが、あとスクールサポートスタッフという仕組みも導入してございまして、今回の感染症予防ですとか、そこにかかる例えば学校内の消毒ですとか、そのような仕事をする人も任用しているところでございます。

○平賀貴幸委員 今回この表を見る限り、消耗品を買うということ、基本的には内部でやるのかなと思っ

て伺ったのですけれども、スクールサポーターですか、そういったものも含めてですね、いかにその先生方がですね、この感染症対策のために費やす業務的な時間量を減らすかっていうことも大事な多分テーマになると思うのですよね、働き方を考えたら。

を考えると果たしてこの中の予算で適切なのかなと、今思ったので伺わせていただきました。

またそこは、予算委員会の中でもいろいろとやりとりできると思います。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではなきようですので、議案第13号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、小学校教育活動継続支援事業と繰越明許費の補正、及び中学校教育活動継続支援事業と繰越明許費の補正については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定されました。

それでは次に移ります。

議案第13号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、あばしりまなび塾フェスティバル事業外5事業について、併せて説明を求めます。

○岩尾弘敏社会教育課長 議案資料2、86ページを御覧ください。

令和2年度一般会計社会教育振興費補正予算、あばしりまなび塾フェスティバル事業外5事業について御説明申し上げます。

1の補正の理由及び内容でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の執行が見込めないことから、次の6事業について減額補正するものでございます。

①あばしりまなび塾フェスティバル事業は、フェスティバル開催を中止としたため、委託料32万円を減額するものです。

②網走ファミリー劇場補助金は、実行委員会が公演を中止としたことから、補助金60万円を減額するものです。

③オホーツク文化交流センター芸術文化事業は、計画していた4公演のうち3公演を中止したことから報償費1万8,000円、旅費13万5,000円、需用費44万3,000円、役務費39万3,000円、委託料417万円、使用料9万8,000円を減額するものです。

④子どもフェスティバル事業は、開催を中止したため事業費7万3,000円、委託料32万円を減額するものです。

87ページの⑤子ども夢育事業は、開催を中止したことから報償費1万円、需用費5万4,000円、委託料80万円、賃借料30万3,000円を減額するものです。

⑥ふるさとアーティスト公演事業は、9月に計画していた公演を中心としたことから、公演に係る報償費10万円、需用費61万4,000円、役務費45万8,000円、委託料238万円、使用料2万8,000円を減額するものです。

次に2の補正額、(1)歳出予算ですが、①あばしりまなび塾フェスティバル事業は、補正前の額32万円の全額を減額するもので、財源は一般財源です。

②網走ファミリー劇場補助金は、補正前の額60万円の全額を減額するもので、財源は一般財源です。

88ページを御覧ください。

③オホーツク文化交流センター芸術文化事業は、補正前の額574万2,000円に対し、約525万7,000円を減額するもので、その財源の内訳は雑入397万2,000円、一般財源128万5,000円で、補正後の額は48万5,000円となります。

なお、この48万5,000円は執行済みの予算で、11月5日に実施をした親子クラシック公演にかかる経費です。

④子どもフェスティバル事業は、補正前の額39万3,000円の全額を減額するもので、財源は一般財源です。

⑤子ども夢育事業は、補正前の額116万7,000円の全額を減額するもので、財源は基金繰入金です。

⑥ふるさとアーティスト公演事業は、補正前の額380万円に対し358万円を減額するもので、その財源の内訳は道補助金150万円、基金繰入金177万円、雑入31万円で、補正後の額は22万円となります。

なお、この22万円は執行済み予算で、FMあばしりを活用したふるさとアーティストPR番組の制作放送に係る経費です。

89ページの(2)歳入予算ですが、補正予算に係る歳入予算の科目、補正前の額、補正額、補正後の額については、資料に記載のとおりです。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○平賀貴幸委員 1点だけ伺いますが、③を除いて、ふるさとアーティストも若干ありますけれども、ほぼ皆減なんです。

なんで9月の議会できれないのですかね。

9月じゃない、12月の議会できれないで、この議会で上がってくるのですかね。

もっと早くやるべきだったような気がするのです

けれども、その辺は何か理由があるのですか。

○岩尾弘敏社会教育課長 事業については、コロナ禍で時期を延期しながら、新型コロナウイルスの感染拡大の収束を期待しながら事業を進めてきて、年度内に開催できればといった事業もございまして、そういったことを踏まえて今議会での減額をするということになりました。

○永本浩子委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、議案第13号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、あばしりまなび塾フェスティバル事業外5事業については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定されました。

次に移ります。

議案第13号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、スポーツ合宿誘致事業外5事業について、併せて説明を求めます。

○阿部昌和スポーツ課長 議案資料2、90ページを御覧ください。

令和2年度一般会計スポーツ振興費補正予算、スポーツ合宿誘致事業外5事業について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります。新型コロナウイルス感染症の影響により事業の執行が見込めないことから、次の経費を減額補正するものであります。

各事業の補正内容であります。①スポーツ合宿誘致事業が合宿団体の減少に伴い、送迎バスの運行が減少したことから、委託料500万円を減額補正するものであります。

②スポーツ合宿事業補助金が合宿団体の減少に伴い、網走市スポーツ合宿実行委員会の事業費減少が見込まれることから、補助金250万円を減額補正するものであります。

③全道全国大会等開催運営補助金が予定していた大会等が開催中止となったことから、開催経費に対する補助金118万円を減額補正するものであります。

④夢の教室開催事業が派遣事業からオンライン事業への実施方法変更に伴い、事業費が減少したことから、委託料143万円を減額補正するものであります。

す。

⑤市民駅伝開催補助金が今年度の市民駅伝大会が開催中止となったことから、開催経費に対する補助金150万円を減額補正するものであります。

次のページを御覧ください。

⑥東京オリパラホストタウン構想推進事業が大会が開催延期となり、計上していた合宿チームに係る宿泊料、講演会等に係る報償費、旅費などの事業費減少が見込まれることから報償費、旅費、役務費、使用料及び賃借料の合計100万円を減額補正するものであります。

補正額であります。歳出予算については、①スポーツ合宿誘致事業が補正前の額が728万2,000円、補正額が500万円の減額、補正後の額が228万2,000円、②スポーツ合宿事業補助金が補正前の額が950万円、補正額が250万円の減額、補正後の額が700万円、③全道全国大会等開催運営補助金が補正前の額が219万円、補正額が118万円の減額、補正後の額が101万円、92ページを御覧ください。

④夢の教室開催事業が補正前の額が225万3,000円、補正額が143万円の減額、補正後の額が82万3,000円、⑤市民駅伝開催補助金が補正前の額が150万円、補正額が150万円の減額、補正後の額がゼロ円。

⑥東京オリパラホストタウン構想推進事業が補正前の額が240万円、補正額が100万円の減額、補正後の額が140万円となり、各事業における財源内訳は記載のとおりであります。

歳入予算については、④夢の教室開催事業に係る経費の減額に伴い、財源である基金繰入金を記載のとおり減額補正するものであります。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○金兵智則委員 せっかくですので、こちらでもお伺いしたいというふうに思うのですが、こちらでも多分スポーツの合宿の日程ですとか、全道全国大会の日程ということで、市民駅伝なんかもそうですけれども、もう日程が決まっていますので、それが終わればそれ以上使われないというのが見えるんじゃないのかなと思うのですが、なぜこの時期に減額補正なのかをお伺いしたいというふうに思います。

○阿部昌和スポーツ課長 全体の事業の中でですね、総体の執行等を踏まえた中で、12月にちょっと

間に合わないというか、できずに今回に至ったというところがございます。

○永本浩子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なきようですので、議案第13号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、スポーツ合宿誘致事業ほか5事業については、全会一致により原案可決すべきものとして規定してよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それではそのように決定されました。

ここで理事者入替えのため暫時休憩いたします。

午後1時51分休憩

午後1時52分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

次に請願の審査を行います。

今回の請願は4件ですが、議案と同一趣旨の請願が提出されておりますので、請願第24号と請願第25号につきましては、議案の審査終了後に取り扱いますので、御承知おきください。

それでは初めに、請願第20号学校給食の今後に対して民意を取り入れる請願について審査いたします。

この請願第20号は、令和2年12月8日に当委員会に付託されましたが、請願者より令和3年2月24日付けで、取下願が提出されております。

委員会として、請願第20号については取下承認すべきものとしてよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしということで、そのようにさせていただきます。

○永本浩子委員長 それでは次に移ります。

請願第23号学校給食を民間委託しないよう求める請願について審査いたします。

この請願については、会計年度任用職員の学校給食調理員35名と保護者団体代表者16名の署名も添付されておりますので、御承知おきください。

それではこの請願について、委員の皆さんの御見解をお示しいただきたいと思っております。

いかがでしょうか。

○古田純也委員 私はやはり今後、また子供たちに安定した給食を提供できる場ということで、民間の力を借りるべきだと思っておりますので、この文面

の内容にはちょっと賛同できないので、不採択でお願いいたします。

○永本浩子委員長 不採択ということですね。

それでは、ほかの委員の皆さんはいかがでしょう
か。

○村椿敏章委員 請願については今回ですね、この
文教民生委員会の中でも所管事務調査ということで
行っていますが、まだまだですね、委託にする理由
ですね、その辺がはっきりとしていない部分もあり
ます。

請願の中にも入っているように、今の給食調理員
をね、どう確保するかっていうところをもっと追求
すべきではないかというところが書かれているの
と、それから今の現状の勤務体制ですね、そこが何
とか対応できていますよね。

これからもこの体制が維持できるんじゃないのか
なと思います。

この間、平成27年くらいからですか、調理員の方
が退職される方が多くなっているということなので
すけれども、その退職される方も何とか維持しなが
ら進めてこれたということだと思うので、私はち
よっとここですね、理事者の方に若干聞きたいな
と思うのですが、平成27年くらいからですね、辞め
た方、退職された方が何人いて、そして新たに補充
された方が何人いたのか、その辺を確認したいな
と思うのですが、いかがでしょう。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午後1時57分休憩

午後2時01分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

基本的に請願の審査は、委員内でやるものでは
すけれども、今日は教育委員会の理事者も同席して
いただいておりますので、ただいまの村椿委員の質
問に対してお答えいただけるということでお願いいた
します。

○小松広典学校教育課長 給食パート調理員の退
職者数の状況でございますけれども、28年度からに
なりますけれども、28年度につきましては8名、29
年度につきましては10名、それから30年度につ
きましては9名、それから平成31年度につ
きましては8名でございます。

○村椿敏章委員 ありがとうございます。

こう見ると毎年ね、10名近くの方が辞めてい
く中で、何とか続けてきたというのがわかるので
すけれども、やはりですね、今のこの委託によ
ってね、こ

の給食調理員の確保ができると、安定した給食を
提供できるということにはなかなかそこを理由に
するのは、なかなか難しいのではないかと、私は
思っています。

何とかですね、この委託ではなくて、今の学校
給食、直営のですね、学校給食を残していただき
たいと思いますので、この請願については採択し
ていただきたいと思います。

○永本浩子委員長 ほかの委員の方はいかが
でしょう。

○金兵智則委員 結論から先に言わせていただ
ければ、この請願については賛成をして、ぜひとも
意見書を出していただきたいなというふうに思
いますけれども、給食を継続して安定的に運営
できる体制づくりのために民間委託をするのだ
というふうに、ずっと教育委員会のほうで言
ってきています。

先ほど委員のほうからも、そのために民間
委託するのは賛成なので不採択しますという
意見もありましたけれども、その部分をひも
といていけば、給食調理員の確保が困難
であるから民間委託をするので

す。どうもですね、この必要性な部分のところ、
これまでもずっと所管事務調査とかでやって
きましたけれども、どうしても伝わらない
のですよね。

それだったら、人材の確保の部分だけを
民間委託にすればいいのであって、調理員
に対して別に民間委託する必要性を全く
今までの話の流れでいけば感じないので、
これは言っているこの請願については、
言っているとおりだなというふうに思
いますので、そのような結果でございます。

以上です。

○永本浩子委員長 採択ということで。

それではほかの委員の方はいかが
ですか。

○平賀貴幸委員 私も金兵委員とこの請
願については同感であります。

審議を重ねれば重ねるほど、給食を
継続して安定的に運営できる体制をつ
くるには、今、市が考えている案では
ないほうがいだろうというふうに思
えてなりません。

また、それをなすためには、地域から
しっかりと話を聞き、地域と一緒にあ
るいは保護者と一緒に、そして子供
たちの考え方をしっかりと尊重しな
がら、改めて考えていくということが
必要不可欠であるにも関わらず、
そこが協働の理念を、網走市が
持っている理念を生かさずに進め
られてきたというこ

とが、はっきりしてきたのだというふうに思っております。

逆の言い方をしますと、その部分をしっかり積み重ねていけば、また違った結論を持ってですね、給食を継続して、さらに安定的に運営できる体制がつくれるということは、実は見えてきているなというふうに感じております。

そういったことを考えたときに、この請願はまさに我が意を得たりというふうに、私は感じております。

いろいろな形でですね、こういった取組が、保護者の方、あるいは市民の有志から積み重ねられているというふうに思います。

子供の給食は子供の未来を、そして地域の未来を決める大切な財産であり、大事なまちづくりの一つだと私は思います。

そういったこと考えると、安易に民間委託というふうに判断することは少なくとも現状の議論の積み重ねでは、私にはできませんのでこの請願については採択をするということになると思います。

○永本浩子委員長 ほかの方はいかがですか。

○近藤憲治委員 請願第23号について、私の見解をお話させていただきます。

これまでも様々な場面で議論をさせていただいてきたところですけれども、やはりその学校給食、この先の児童生徒数が明らかに減っていく中で、どうやって安定的に維持していくのかという大枠の議論があるかと思えます。

その中で、行政サービスのダウンサイジングと同時に、持続可能性をどういうふうに高めていくのかという視点で様々な検討がなされてきていて、段階的に話が進んできているというのが現状にあるというふうに、私は思っております。

この先、民間にという話もですね、この間いろいろ議論をさせていただいてきておりますけれども、その入り口となっている、その大枠のですね、行政サービスのダウンサイジングをやっていく、民間にお願いできる、お任せをできる部分の分野については、民間に出していくという基本路線とともに、やはり今学校給食の調理現場、特に小規模調理場については、この請願の中身では人材確保は十分であり、人材不足という指摘も当たらないというふうに書かれていますけれども、この現状どう見るかという部分では、私としては非常に危うい中での運営をされている側面もあるのだらうなというふうに思

ております。

先ほど途中退職されました会計年度任用職員、パート職員の方の数もお話されていましたが、相当な入れ替わりもあると。

そういう点で技術の伝承はどうなのかという部分もありますし、特に小規模の調理場では急遽のお休みが発生した場合には、その運営サイドですね、マネジメントサイドでの相当なマンパワーが必要となっているというふうにも伺っておりますので、やはりここは何らかの形で解決策を模索していく必要があると。

そのうちのカードの一つとして民間委託、一部調理の民間委託という考え方が今俎上に上がっているという段階だと思いますので、私はその選択肢をここで、安易に消すという判断をできませんので、この請願第23号につきましては同意しかねる、不採択というふうに考えております。

以上です。

○永本浩子委員長 それぞれの委員の皆さんに御意見をいただきましたけれども、意見の一致を見なかったということで、この請願に関しては、閉会中継続審査とするということでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

ではそのように決定させていただきます。

○平賀貴幸委員 議事進行に関する発言をさせていただきます。

先ほど委員長から、請願第24号学校給食一部集約化に対して再検討を求める請願、並びに請願第25号未来を担う子供達の心身の健やかな成長を考慮した学校給食運営を求める請願については、予算審査特別委員会での審議を経た後に審査をするという旨の御発言がございました。

しかしながら、私はやはり請願者からの願意と、それから今のやり取りを聞いてむしろ、そうではないというふうに判断するに至りました。

つまり、学校給食一部集約化に関して再検討を求める、未来を担う子供たちの心身の健やかな成長を考慮した学校給食運営を求める請願、請願者の願意を考えますと、まず一つは議案審議を尊重するのは、我々議会が考えなければいけない大事なことでありますが、法的にこの審議を先にやってはいけないという制約は、私が調べる限りは存在しておりません。

しっかりと請願者の願意を先に審議をした上で、各議員の考え方も明らかにした上で、予算審査特別

委員会の審議にさらに臨むということをしたというふうに思いますので、ぜひ審議をしていただきたいということで発言させていただきます。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午後2時09分休憩

午後2時18分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

ただいま平賀委員より、動議が出されましたけれども、まずはこの動議として取り扱うかどうかの皆さんの御意見を伺いたいと思います。

いかがでしょうか。

○村椿敏章委員 私が最初に思ったのは、委員長のほうからこの24号、25号についてはこの委員会では扱いませんよという…。

後からやりますと。

○永本浩子委員長 そうです。

扱う時期に関して、議案として同一趣旨の場合には、議案の審議を先にするというのが通常のやり方なので、今回は23号に関してはダブっていないけれども、なのでやらないということではなくて、議案の審議が終わった後に24号と25号の審査をやらせていただきますという内容だったのです。

〔「休憩してください」と呼ぶ者あり〕

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午後2時19分休憩

午後2時50分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

先ほどの平賀委員の動議についてですけれども、今回この請願の取扱いについて、事前に委員の皆さんとの協議がなかなかうまくできていなかったということで、次回からはきちんと事前に委員の皆さんの意見も踏まえて、取扱いを決めさせていただきますと思いますけれども、平賀委員いかがでしょうか。

○平賀貴幸委員 委員会の中で24号、25号については取扱わないで、後日審議をするということはいかがですかというふうに聞かれれば、その場で議論を別にできたと思います。

次回からそういう取扱いをしていただければいいと思います。ただ今の動議については取下げさせていただきます。

その辺、委員長確認させてください。

○永本浩子委員長 では次回から、そういった角度できちんと皆さんの各委員の意思を確認して、議事を前に進めていきたいと思いますので、よろしくお

願いいたします。

○平賀貴幸委員 理解をさせていただきました。

時間をいただいて申し訳ありませんでしたが、議事進行の動議については取下げさせていただきます。

○永本浩子委員長 それでは、請願第24号と第25号については、議案の審査が終わった後に委員会として審査をしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

本日は以上で文教民生委員会を閉会いたします。

大変に御苦労さまでございました。

午後2時52分閉会